

小規模多機能型居宅介護及び 看護小規模多機能型居宅介護 (参考資料)

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護の概要

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された（平成18年4月創設）。

利用者の自宅



在宅生活の支援

運営推進会議

利用者、利用者の家族、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等による会議において、おおむね2月に1回以上、活動状況等について協議・報告・評価を行う。



- 外部の視点の評価による地域に開かれたサービス
- サービスの質の確保

小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、「訪問」

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。

どのサービスを利用して、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「通い」を中心とした利用

様態や希望により、「泊まり」

《利用者》

- 1事業所の登録定員は29名以下
- 「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15名の範囲内（一定の要件を満たす場合は最大18名）
- 「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の3分の1～9名の範囲内

《人員配置》

- 介護・看護職員
日中：通いの利用者 3人に1人
+ 訪問対応1人
夜間：泊まりと訪問対応で 2人（1人は宿直可）
- 介護支援専門員1人

《設備》

- 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ
- 泊まりは4.5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

○ 要介護度別の月単位の定額報酬

小規模多機能型居宅介護事業所【基準等】

必要となる人員・設備等

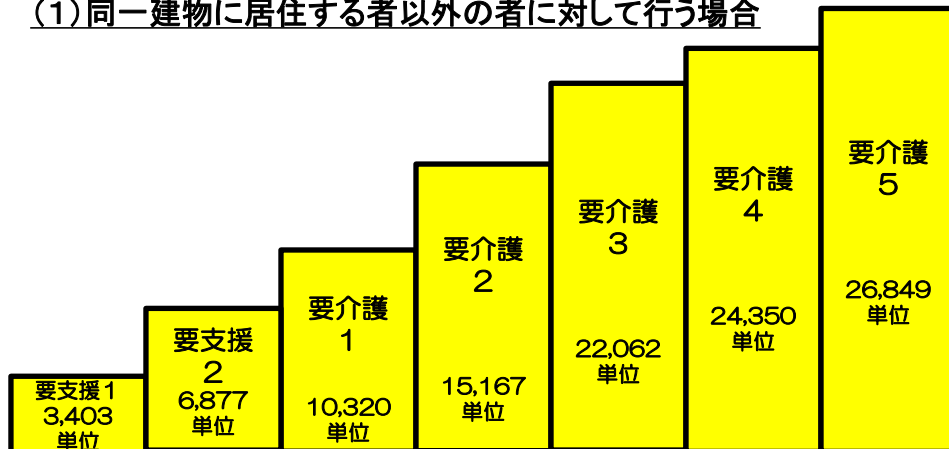
			本体事業所	サテライト型事業所
代表者			認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者	本体の代表者
管理者			認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した常勤・専従の者	本体の管理者が兼務可能
小規模多機能型居宅介護従業者	日中	通いサービス	常勤換算方法で3:1以上	常勤換算方法で3:1以上
		訪問サービス	常勤換算方法で1以上(他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。)	1以上(本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。)
	夜間	夜勤職員	時間帯を通じて1以上(宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。)	時間帯を通じて1以上(宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。)
		宿直職員	時間帯を通じて1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
	看護職員		小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
介護支援専門員			介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者1以上	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 1以上

※ 代表者・管理者・看護職員・介護支援専門員・夜間の宿直者(緊急時の訪問対応要員)は、本体との兼務等により、サテライト型事業所に配置しないことができる。

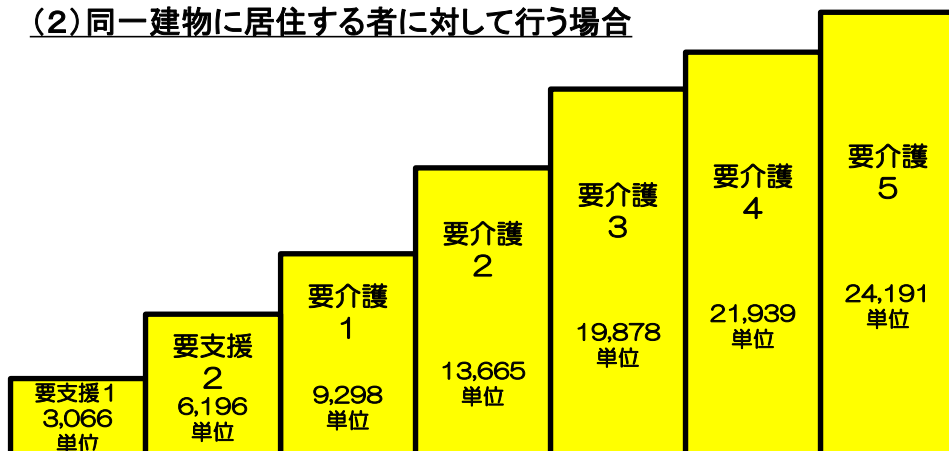
小規模多機能型居宅介護【報酬のイメージ（1月あたり）】

利用者の要介護度・要支援度に応じた基本サービス費

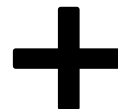
(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合



(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合



利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算



登録日から30日以内サービス提供
(30単位/日)

認知症の者へのサービス提供※
(800単位、500単位)

基準を上回る看護職員配置※
(900単位、700単位、480単位)

訪問サービスの提供体制の強化※
(1,000単位/月)

看取り期の連携体制の構築※
(64単位/日)

包括サービスとしての総合的なマネジメント
(1,000単位/月)

中山間地域等でのサービス提供
(+5%)

市町村独自の要件※
(300単位、200単位、100単位)
1,000単位を上限とする

介護福祉士や常勤職員等の割合や職員研修の実施等の要件を満たす場合(サービス提供体制強化加算)
・介護福祉士5割以上: 640単位
・介護福祉士4割以上: 500単位
・常勤職員等: 350単位

介護職員処遇改善加算
・加算Ⅰ: 7.6% ・加算Ⅱ: 4.2%
・加算Ⅲ: 加算Ⅱ × 0.9
・加算Ⅳ: 加算Ⅱ × 0.8

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(-30%)

サービスの提供が過少である事業所
(-30%)

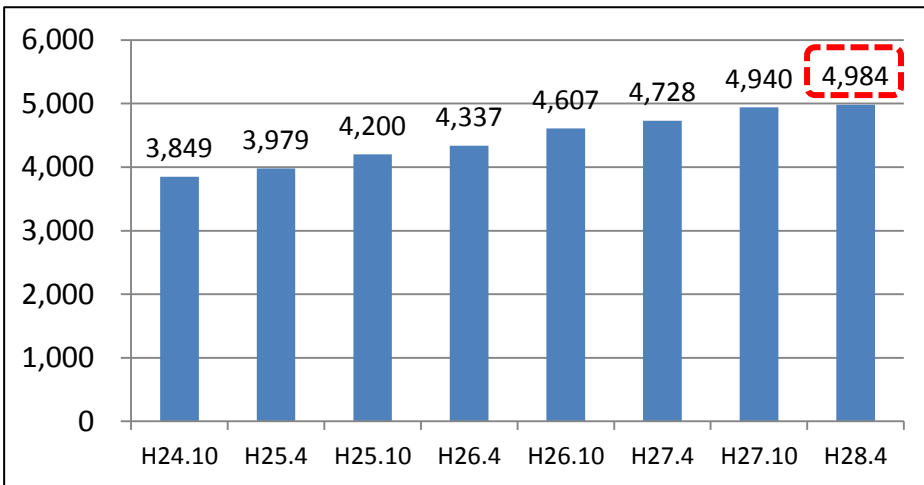
(注) ※印の加算については、指定小規模多機能型居宅介護にのみ適用。(指定介護予防小規模多機能型居宅介護には適用されない。)

(※) 点線枠の加算は、限度額に含まれない。

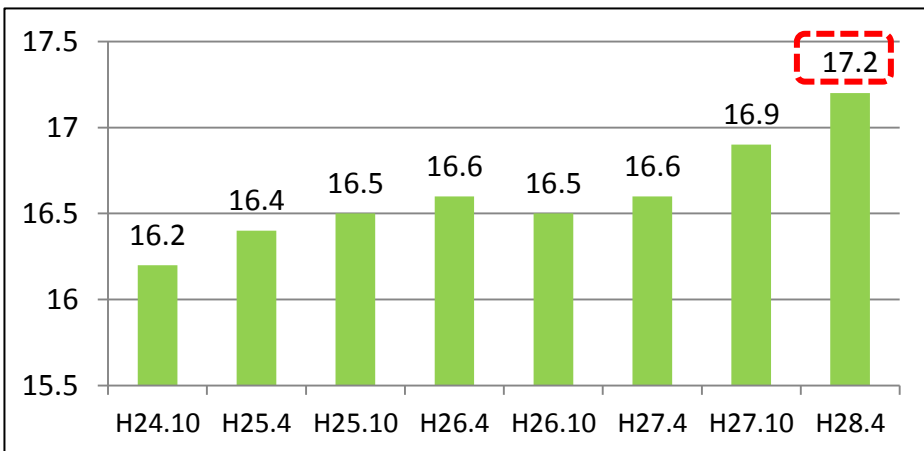
小規模多機能型居宅介護の事業所数・利用者数等

- 請求事業所数は増加しており4,984事業所、1事業所あたりの平均利用者数は横ばい傾向であったが、直近では微増しており17.2人となっている。
- 利用者数は約85,200人で、利用者の約45%が要介護3以上の中重度者である。

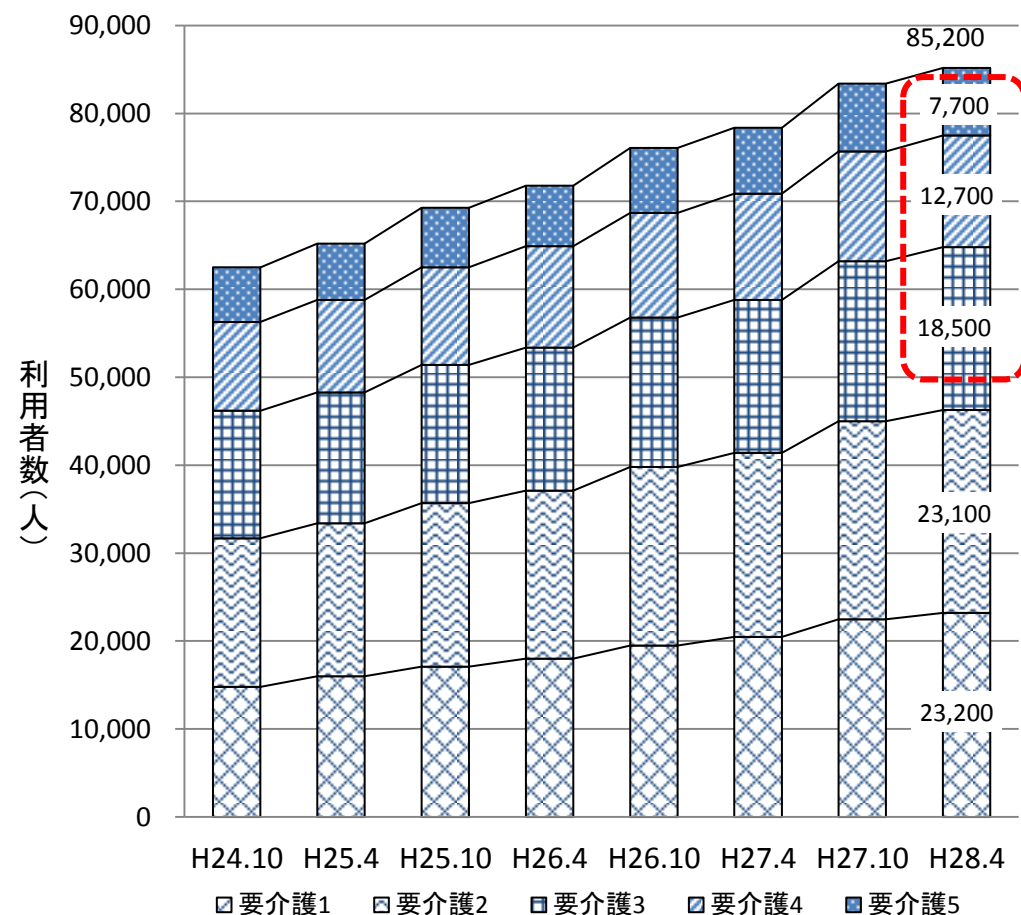
■ 事業所数の推移



■ 1事業所あたり利用者数の推移



■ 小規模多機能型居宅介護の受給者数（要介護度別）



出典：介護給付費実態調査各月審査分

介護保険制度の見直しに関する意見（平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会）

1. 自立支援・介護予防に向けた取り組みの推進

(6) ニーズに応じたサービス内容の見直し

【中重度者の在宅生活を支えるサービス機能の強化】

○ 要介護者等の在宅の高齢者が安心して生活するためには、要介護度が高い人にも対応可能なサービスが提供できる体制の整備が必要である。しかし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の単身・重度の要介護者等に対応し得るサービスの普及が十分に進んでいないのが現状である。

○ 小規模多機能型居宅介護については、居宅のケアマネジャーが小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーを兼務できるようにして欲しいとの要望がある。

この要望に関しては、ケアマネジャーの兼務が認められていないことが、小規模多機能型居宅介護の普及促進の阻害要因となっているのではないかと支持する意見があった一方で、小規模多機能型居宅介護は、ケアマネジメントを内包化することにより、迅速かつ柔軟なサービスが提供できており、見直しには反対であるとの意見があった。

○ これらの状況やサービスの利用実態などを踏まえ、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスについては、

- ・ サービス提供量を増やす観点
- ・ 機能強化・効率化を図る観点

から人員要件や利用定員等の見直しを平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするのが適当である。

なお、地域密着型サービスの担い手を安定的に確保する観点から、適切な報酬水準を確保できるような介護報酬とすべきとの意見や、これらのサービスについては、公募指定をした後の保険者による支援の有無によって事業の進捗に大きな差が生じているため、保険者による継続的な支援が大切との意見もあった。

小規模多機能型居宅介護に関する調査結果（平成27年度改定関係）

平成27年4月以降登録定員を変更した事業所は34.8%（529事業所）となった。変更後は最大定員の29名への変更がほとんどで、定員変更した事業所の変更前の平均登録定員は24.5人、変更後は28.1人だった。

登録定員の変更	該当数	割合	変更前平均値(人)	変更後平均値(人)
平成27年4月以降登録定員を変更した	529	34.8%	24.5	28.1
変更していない	993	65.2%		
合計	1,522	100.0%		

総合マネジメント体制強化加算（※1）を取得している割合は79.8%（1,231事業所）だった。

総合マネジメント体制強化加算	事業所数	割合
加算を取得している	1,231	79.8%
加算を取得できるが取得していない	89	5.8%
加算を取得していない	222	14.4%
合計	1,542	100.0%

※1 日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組む必要があり、より効果的・効率的に利用者を主体とした在宅における生活の継続を可能とする観点から、積極的な体制整備について、新たな加算として評価

訪問体制強化加算（※2）を取得している割合は27.4%（406事業所）だった。

訪問体制強化加算	事業所数	割合
加算を取得している	406	27.4%
加算を取得できるが取得していない	99	6.7%
加算を取得していない	979	66.0%
合計	1,484	100.0%

※2 在宅生活の継続を促進する観点から、訪問サービスを積極的に提供する体制の評価を行うため、訪問を担当する従業者を一定程度配置するとともに、1月あたり延べ訪問回数が一定数以上の事業所については、新たな加算として評価

【出典】平成27年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムにおける小規模多機能型居宅介護の今後のあり方に関する調査研究事業報告書」（平成28年3月） 特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会

小規模多機能型居宅介護に関する調査結果（平成27年10月）

- ・職員総数平均は14.23人、常勤が8.61人、非常勤が5.83人、常勤換算で11.28人となっている。
- ・職員の充足状況では、足りていないとの回答が約4割となっている。

職員数（常勤・非常勤別）（n=1,530）

	平成27年10月末
職員総数	14.23人
常勤	8.61人
非常勤	5.83人
常勤換算人数	11.28人

職員の充足状況（n=1,530）

	該当数	割合	不足人数の平均値(人)
十分足りている	139	9.1%	—
ほぼ足りている	791	51.7%	—
あまり足りていない	529	34.6%	1.62
全く足りていない	71	4.6%	2.71

職員の内訳別人数（n=1,530）

		常勤		非常勤	
		実人員	常勤換算	実人員	常勤換算
管理者	専従	0.17	0.14	—	—
	兼務	0.84	0.43	—	—
計画作成担当者	専従	0.18	0.16	0.06	0.03
	兼務	0.77	0.40	0.07	0.04
看護職員	専従	0.59	0.49	0.49	0.21
	兼務	0.20	0.11	0.22	0.08
介護職員	専従	6.10	5.06	3.63	1.94
	兼務	1.06	0.60	0.62	0.28
その他	専従	0.25	0.20	0.81	0.36
	兼務	0.21	0.10	0.35	0.12

【出典】平成27年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムにおける小規模多機能型居宅介護の今後のあり方に関する調査研究事業報告書」（平成28年3月） 特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会

小規模多機能型居宅介護に関する調査結果（平成27年10月）

- 利用者の世帯構成の状況で最も多いのは、「子供世帯と同居」で32.2%となっている。
- 利用者の住まいと事業所の距離で最も多いのは、「5km前後」で42.1%となっている。

世帯構成の状況（n=28,329）

	人数	割合
独居（近居家族無）	6,192	21.9%
独居（近居家族有）	3,663	12.9%
配偶者と2人暮らし	4,164	14.7%
子供と2人暮らし	3,401	12.0%
子供世帯と同居	9,128	32.2%
その他	1,781	6.3%

利用者の住まいと事業所の距離（n=28,329）

	人数	割合
同一敷地内	3,087	10.9%
1km前後	8,555	30.2%
5km前後	11,926	42.1%
10km前後	3,569	12.6%
10km以上	1,189	4.2%

- 利用者の住まいの形態で最も多いのは、「戸建て」で76.7%となっている。
- 要介護度別に住まいの状況を比較すると、要介護1ではサ高住、要介護4・5では有料（住宅型）が高めの傾向にある。

利用者の住まいの形態（n=28,352）

	人数	割合
一戸建て	21,755	76.7%
集合住宅	3,441	12.1%
サ高住	1,588	5.6%
有料老人ホーム（住居型）	1,049	3.7%
その他	519	1.8%

要介護度と住まいの状況（n=21,715）

	一戸建て	集合住宅	サ高住	有料（住居型）	その他
要支援1	77.7%	13.2%	5.9%	1.8%	1.5%
要支援2	78.0%	11.8%	5.9%	2.4%	1.9%
要介護1	76.3%	12.9%	6.1%	3.0%	1.8%
要介護2	77.5%	11.6%	5.7%	3.6%	1.5%
要介護3	78.0%	11.7%	4.7%	4.0%	1.6%
要介護4	74.7%	12.6%	5.8%	4.8%	2.0%
要介護5	74.2%	11.5%	5.3%	5.9%	3.2%

【出典】平成27年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムにおける小規模多機能型居宅介護の今後のあり方に関する調査研究事業報告書」（平成28年3月） 特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会

小規模多機能型居宅介護に関する調査結果（平成27年10月）

- ・各サービスの利用タイプの状況で最も多いのは、「通い＋訪問」で30.5%となっている。
- ・要介護度が上がると「通い」や「通い＋訪問」の割合が減少し、「通い＋泊まり」の割合が増加する。

各サービスの利用タイプの状況（n＝27,594）

	人数	割合
通い	6,043	21.9%
通い＋泊まり	8,223	29.8%
通い＋訪問	8,416	30.5%
通い＋訪問＋泊まり	3,228	11.7%
泊まり	2,483	0.9%
訪問	1,407	5.1%
訪問＋泊まり	275	0.1%

各サービスの利用タイプの状況（n＝27,594）

	通い	通い＋泊まり	通い＋訪問	通い＋訪問＋泊まり	泊まり	訪問	訪問＋泊まり
要支援1	1.8%	0.3%	1.7%	0.1%	0.0%	0.7%	0.0%
要支援2	1.9%	0.7%	2.4%	0.3%	0.0%	0.7%	0.0%
要介護1	6.9%	4.8%	9.3%	2.2%	0.1%	1.8%	0.0%
要介護2	5.5%	7.2%	8.0%	2.8%	0.2%	0.8%	0.0%
要介護3	3.4%	7.8%	4.7%	2.7%	0.2%	0.5%	0.0%
要介護4	1.5%	5.3%	3.0%	2.1%	0.2%	0.3%	0.0%
要介護5	0.8%	3.6%	1.6%	1.5%	0.2%	0.3%	0.0%

【出典】平成27年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムにおける小規模多機能型居宅介護の今後のあり方に関する調査研究事業報告書」（平成28年3月） 特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会

小規模多機能型居宅介護に関する調査結果（平成28年10月）

- 「リハビリを除く訪問看護ステーション」が23.4%の事業所で実施、実施実績のあった事業所の平均は2.1人であり、「リハビリを含む訪問看護ステーション」が18.1%、2.06人、「訪問リハビリテーション」が17.0%、1.81人、「医療保険の訪問看護ステーション」が15.4%、1.39人である。

訪問看護・訪問リハビリの状況（H28. 10の1ヶ月）（n=2,205）

		該当数	割合	平均値※ (人)
介護保険	訪問看護ステーション（リハビリを除く）	516	23.4%	2.14
	訪問看護ステーション（リハビリを含む）	400	18.1%	2.06
	訪問リハビリテーション	375	17.0%	1.81
医療保険	訪問看護ステーション	340	15.4%	1.39

※1人以上あった事業所平均

【出典】平成28年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「小規模多機能型居宅介護の機能強化に向けた今後のあり方に関する調査研究事業報告書」（平成29年3月） 特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(18) 介護保険法（平9法123）

（vi）小規模多機能型居宅介護に係る居宅サービス計画を指定小規模多機能型居宅介護事業所に置かれる介護支援専門員以外の介護支援専門員が作成した場合における居宅介護支援費の算定については、議論の必要性も含めてその在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

新型多機能サービスの創設について

平成29年5月
地域包括ケア推進研究会

1 趣旨等

- 全国的に介護人財が不足し、大都市圏では施設整備のための地代・建設費が高騰する中、介護専門職の処遇向上と在宅中重度者を最期まで地域で看取することを可能にするための仕組み。
- 小規模多機能の制度創設後 11 年が経過し、利用世帯や認知症高齢者の増加傾向により訪問サービスの利用者が増加する傾向にある等実際に利用するサービスの組合せが変化してきていることも背景の 1 つ。

2 具体的な内容

(1)「新型多機能サービス」の創設

- ★小規模多機能型居宅介護の中の一類型として追加する。
- ★要介護 1 以上の者を対象に、訪問・通いを中心に、泊りを含めたサービスを柔軟に組み合わせて提供する（介護予防型は設けない）。
- ★訪問サービスの利用増に対応するため、登録定員の上限を 50 人に引き上げる。
- ★登録者 3 人に対し介護職員 1 名（以上）を配置する。夜間は 2 名（以上）を配置する。

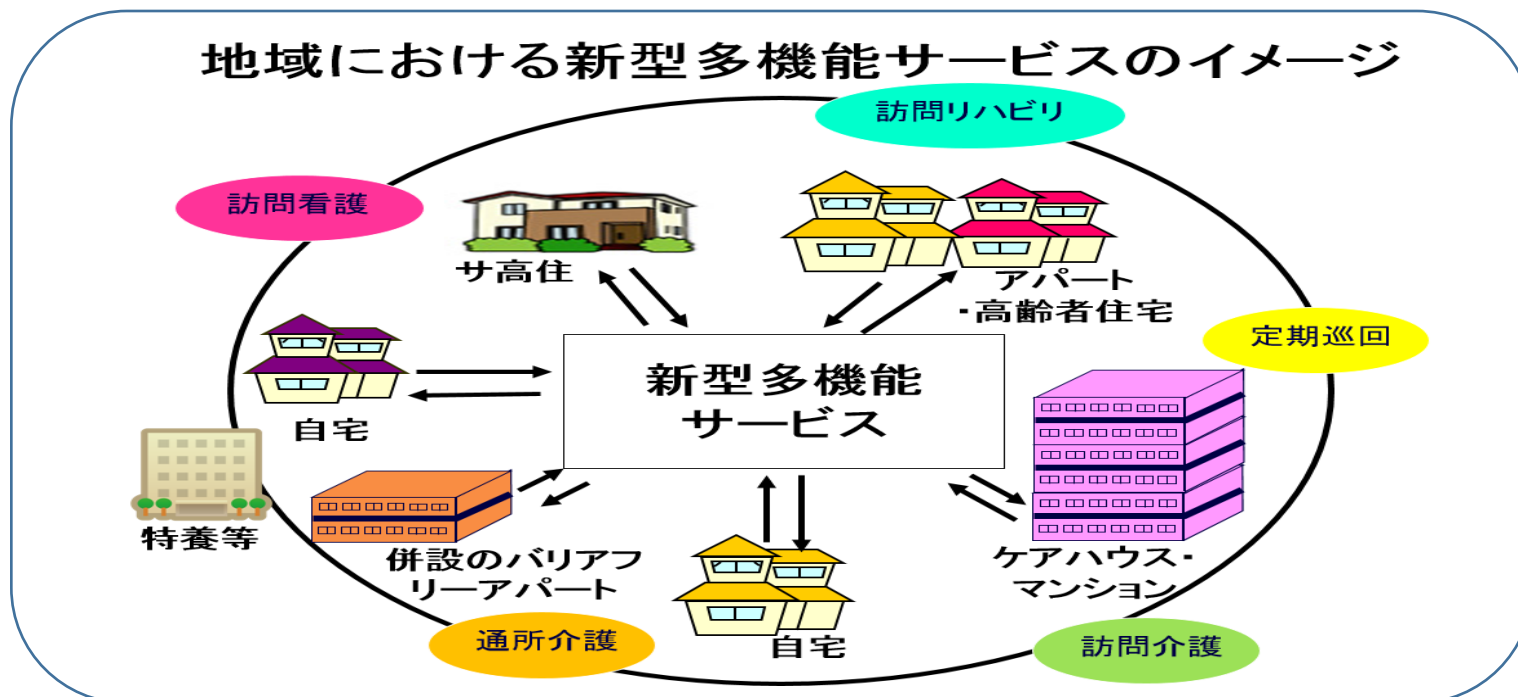
★看護職員の配置は必須とせず、訪問看護ステーションの併設を条件とする。同一主体であるかどうかを問わず、訪問看護の外付け・内付け（看護小規模多機能）のどちらも可能とする。

○計画作成責任者（ケアマネ）の内付けは現行どおりとする。

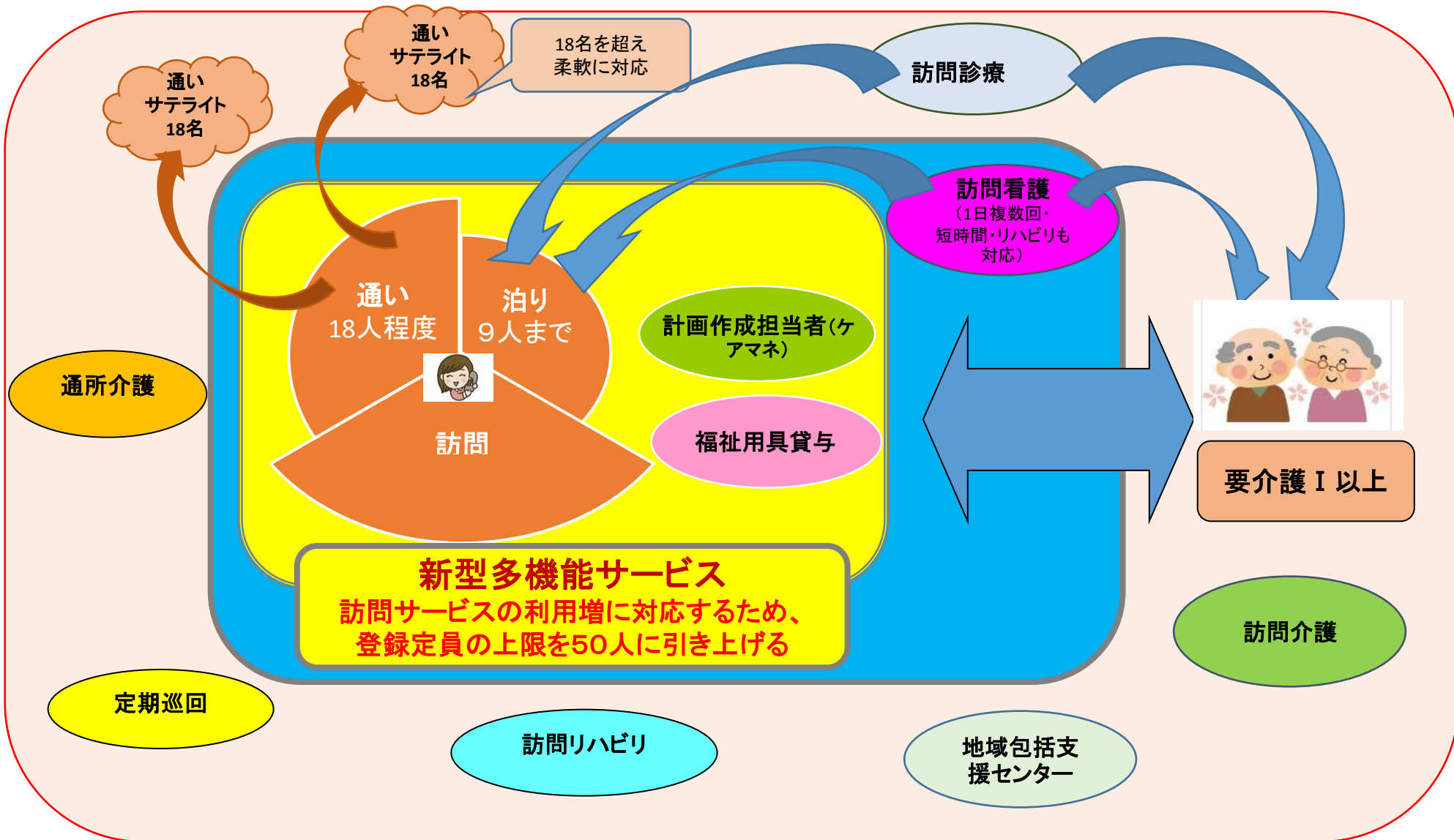
(2)「新型多機能サービス」の担い手等

○既存の小規模多機能・看護小規模多機能・定期巡回から移行する場合のほか、グループホーム・通所介護・訪問介護からの展開など様々なビジネスモデルが考えられる。

○いきなり全国で一斉展開するのではなく、市町村の判断で、在宅医療の普及した日常生活圏域などから徐々に展開していくことが考えられる。



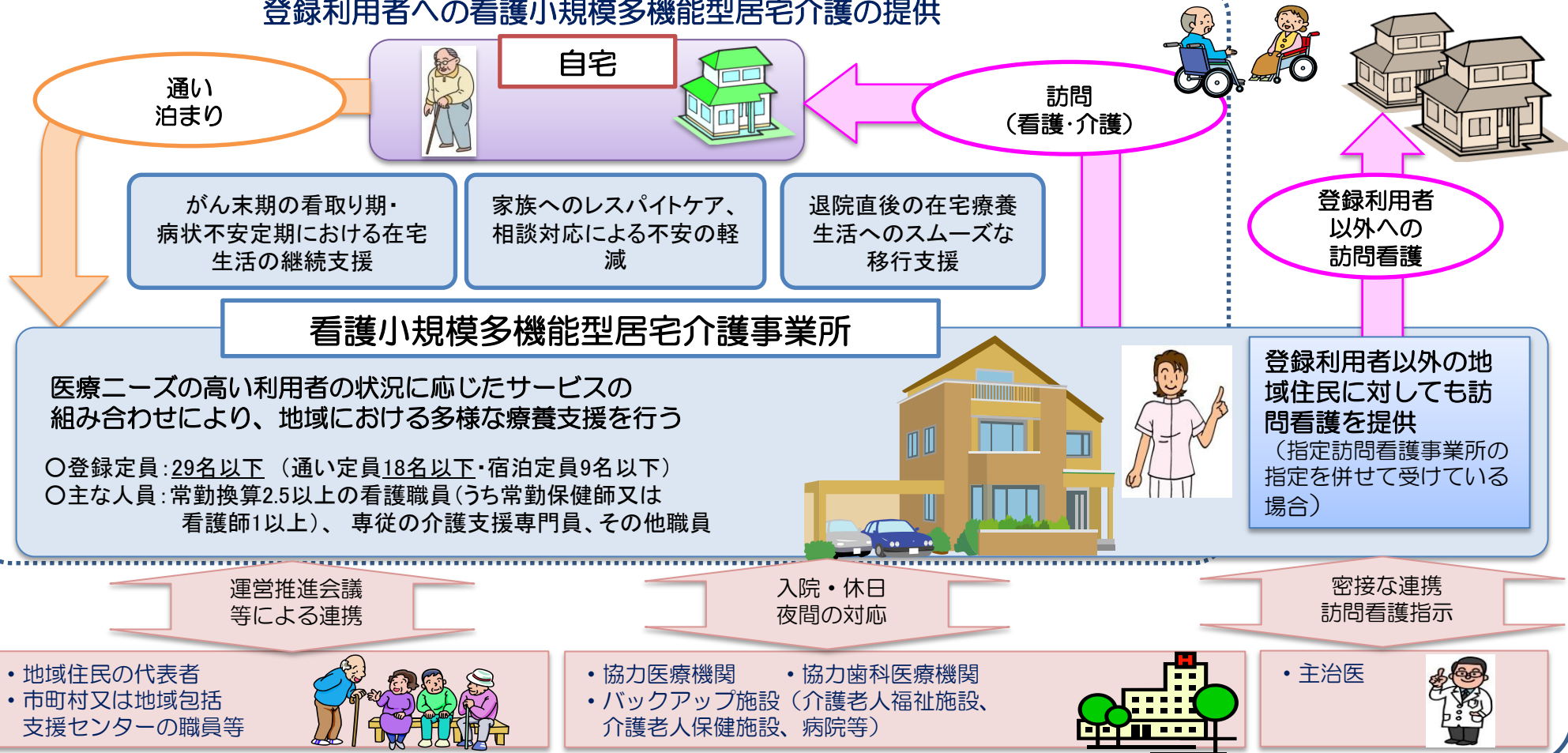
【新型多機能サービスのイメージ図】



看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護の概要

登録利用者への看護小規模多機能型居宅介護の提供



○ 主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所の密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。
※ 医療ニーズへの対応が必要な利用者に対して、小規模多機能型居宅介護事業所では対応できなかったが、看護小規模多機能型居宅介護事業所では対応できる。

○ 看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、「通い」、「泊まり」、「訪問(看護・介護)」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができる。

看護小規模多機能型居宅介護〔基準等 ①〕

必要となる人員・設備等

基準項目	要件等
従業者の員数	①日中 ・通いサービス提供:利用者3人に対し1以上(常勤換算) ・訪問サービス提供:2以上(常勤換算) ・人員配置は各サービスに固定にせず、柔軟な業務遂行が可能 ・通いサービス及び訪問サービス提供のうちそれぞれ1人以上は保健師、看護師又は准看護師 ②夜間・深夜 ・泊まりサービス及び訪問サービス提供:2人以上(うち1人は宿直勤務可) (泊まりサービスの利用者がいない場合、訪問サービス提供のために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間・深夜の時間帯を通じて宿直勤務及び夜間・深夜の勤務を行う従業員を置かないことができる) ③従業者のうち1人以上が常勤の保健師又は看護師 ④従業者のうち保健師、看護師又は准看護師は常勤換算法で2.5以上 ⑤訪問看護事業者の指定を併せて受け、同一事業所で一体的な運営をしていれば、訪問看護ステーションの人員基準(看護職員2.5人以上)を満たすことにより④の基準を満たすものとみなす ⑥「認知症対応型共同生活介護事業所」「地域密着型特定施設」「地域密着型介護老人福祉施設」「指定介護療養型医療施設」を併設する場合、一体的な運営をしていれば兼務可能(同一時間帯で職員の行き来を認める) ⑦必要な研修を修了し、居宅サービス計画等の作成に専従する介護支援専門員(非常勤可、管理者との兼務可)を置く ⑧介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、事業所・併設施設等の他の職務に従事できる

※ **太字**は看護小規模多機能型居宅介護で特徴となる部分(他は小規模多機能型居宅介護の基準に準じている部分)

看護小規模多機能型居宅介護〔基準等 ②〕

基準項目	要件
管理者	①常勤専従(管理上支障が無い場合は、事業所・併施設等の職務に従事できる) ②特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業開設者研修)を修了した者又は保健師若しくは看護師
代表者	①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業管理者研修)を修了した者又は保健師若しくは看護師
登録定員・利用定員	①登録定員:29人以下 ②通いサービス利用定員:登録定員の2分の1から15人まで <u>ただし、登録定員が26人以上29人以下の事業所について、居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ(1人当たり3㎡以上)が確保されている場合」は、通いサービスに係る定員を18人までとすることができる。</u> ③泊まりサービス利用定員:通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで
設備・備品等	①居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ ②宿泊室 ・個室の定員:1人(利用者の処遇上必要と認められる場合は2人) ・個室の床面積:7.43㎡以上 (病院又は診療所の場合は6.4㎡以上(定員1人の場合に限る)) ・個室以外の宿泊室:合計面積が1人当たり概ね7.43㎡以上で、プライバシーが確保された構造 ③家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地する

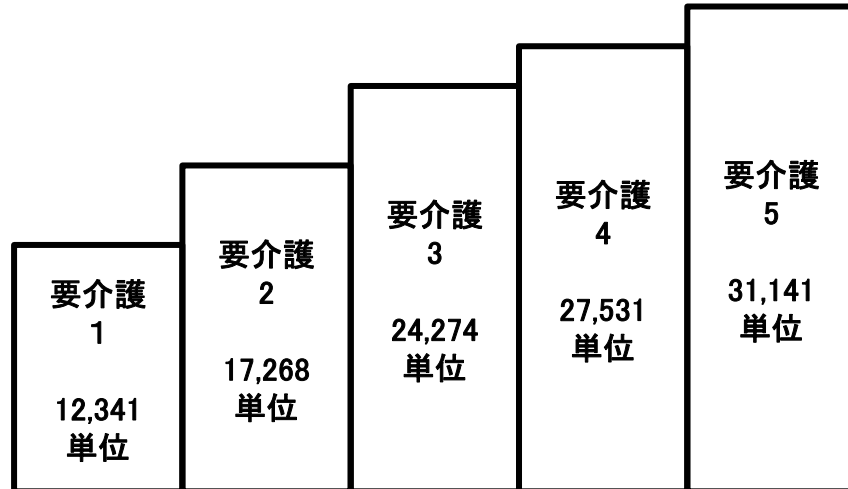
※ **太字**は看護小規模多機能型居宅介護で特徴となる部分(他は小規模多機能型居宅介護の基準に準じている部分)

※ 下線は平成27年で改正した部分

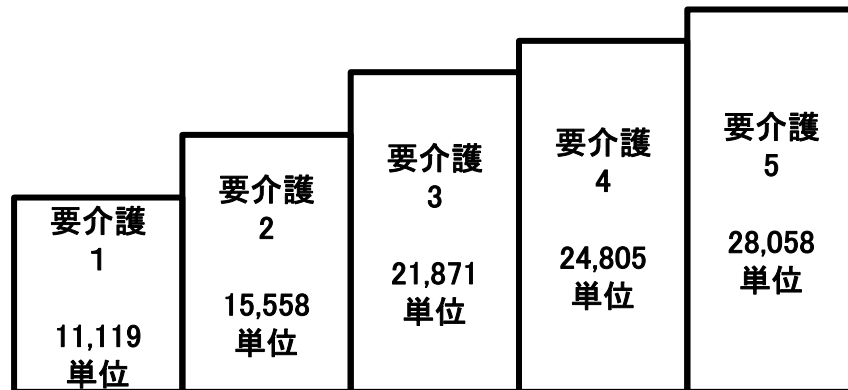
看護小規模多機能型居宅介護【報酬のイメージ（1月あたり）】

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

(1) 同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合



(2) 同一建物居住者に対して行う場合



利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算

登録日から30日以内のサービス提供
【初期加算】(30単位／日)

特別な管理の評価【特別管理加算】
(250単位、500単位／月)

24時間の訪問看護対応体制を
評価【緊急時訪問看護加算】(540
単位／月)

認知症の者に対するサービス提
供【認知症加算】(800単位、500単
位／月)

医療ニーズに重点的に対応する体
制を評価【訪問看護体制強化加算】
(2,500単位／月)

総合マネジメント体制強化加算
(1,000単位／月)

介護福祉士や常勤職員等を一定
割合以上配置(サービス提供体制
強化加算)

事業開始後の経営安定化の支
援【事業開始時支援加算】(500単
位／月)

・介護福祉士5割以上: 640単位
・介護福祉士4割以上: 500単位
・常勤職員等: 350単位

介護職員処遇改善加算

・加算Ⅰ: 10.2% ・加算Ⅱ: 7.4%
・加算Ⅲ: 4.1%
・加算Ⅳ: 加算Ⅲ × 0.9
・加算Ⅴ: 加算Ⅲ × 0.8

訪問看護体制減算
(▲925単位／月～
▲2,914単位／月)

サービスの提供が過少である事
業所(▲30%)

定員を超えた利用や人員配置基
準に違反(▲30%)

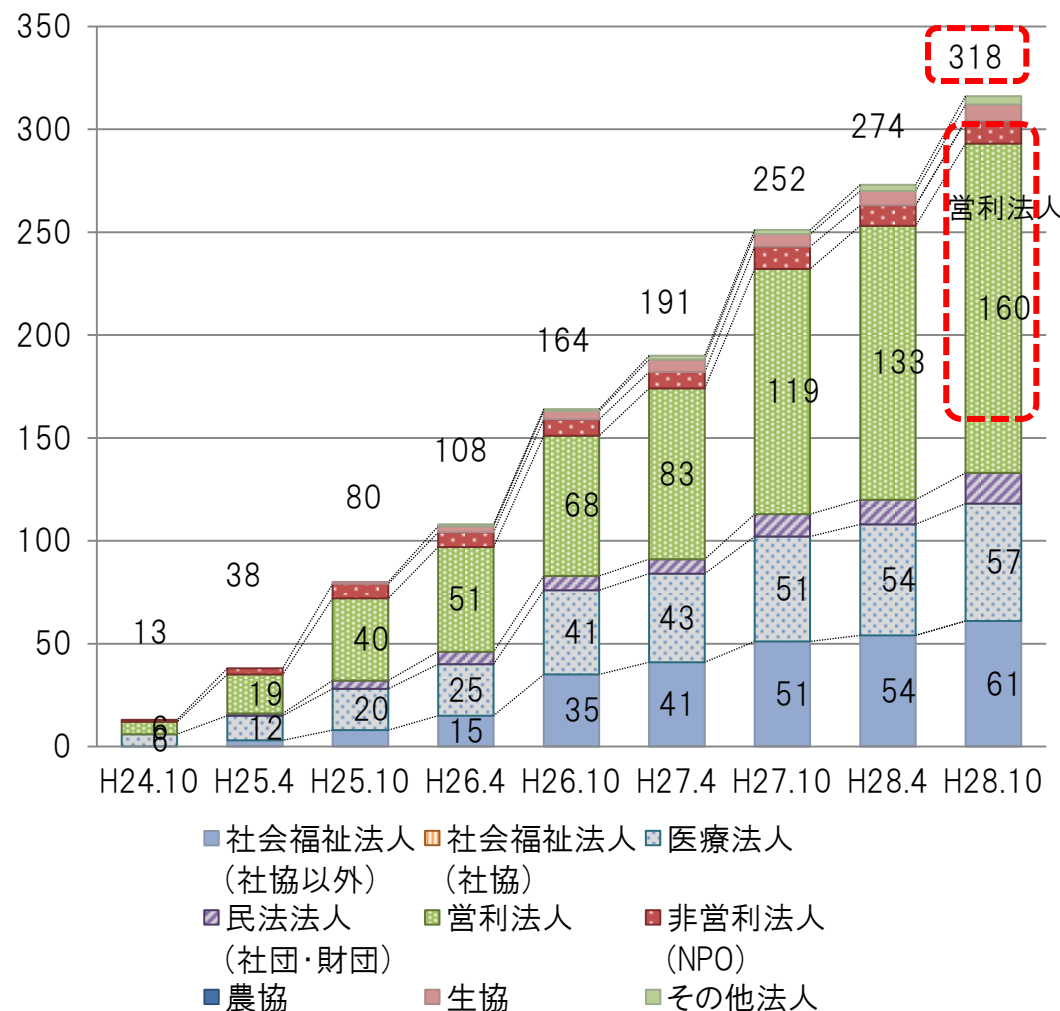
末期の悪性腫瘍等で医療保険
の訪問看護の実施
(▲925単位／月～
▲2,914単位／月)

特別指示による医療保険の訪問
看護の実施
(▲30単位～▲95単位／日を指
示日数に乗じる)

看護小規模多機能型居宅介護の事業所数等

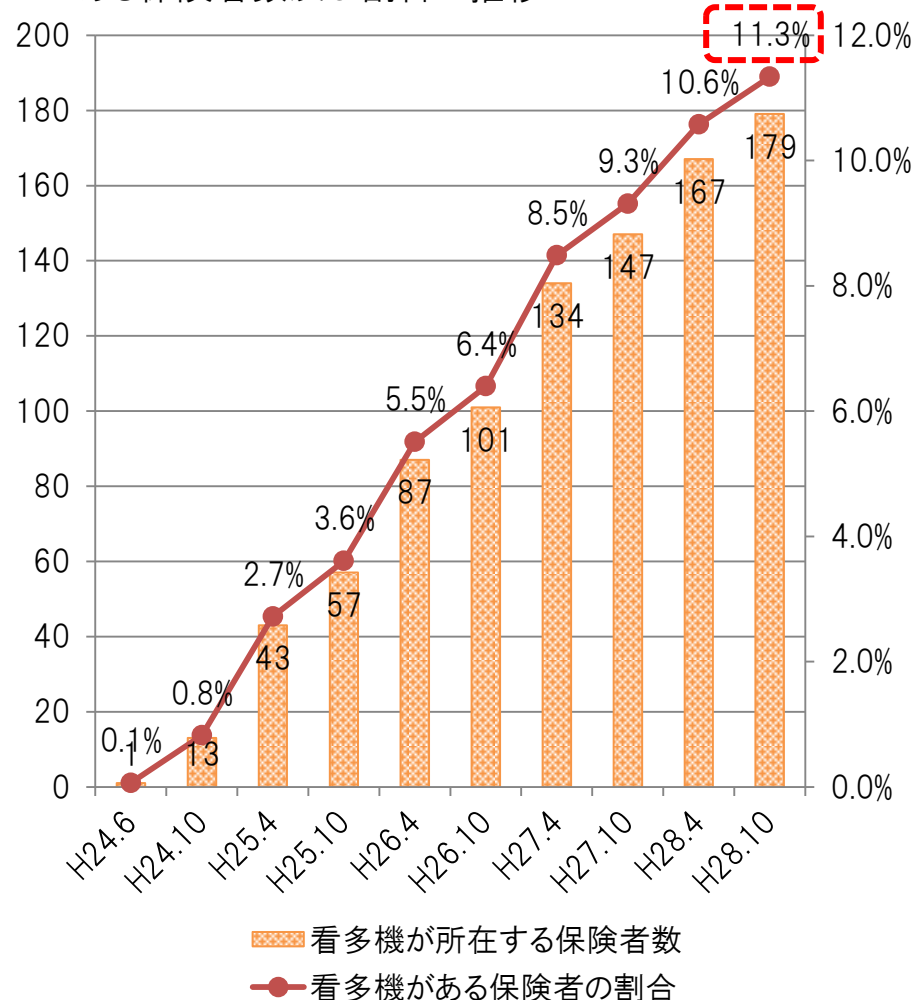
- 請求事業所数は318ヶ所であり、年々増加している。開設主体別にみると営利法人が最も多い。
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所がある保険者の割合は11%であり、看護小規模多機能型居宅介護事業所がない保険者がほとんどである。

■ 請求事業所数と法人種別の推移



【出典】介護給付費実態調査

■ 看護小規模多機能型居宅介護(看多機)事業所がある保険者数及び割合の推移



【出典】老健局老人保健課調べ

看護小規模多機能型居宅介護の所在地別指定事業所数

老人保健課調べ(平成28年10月末日現在)

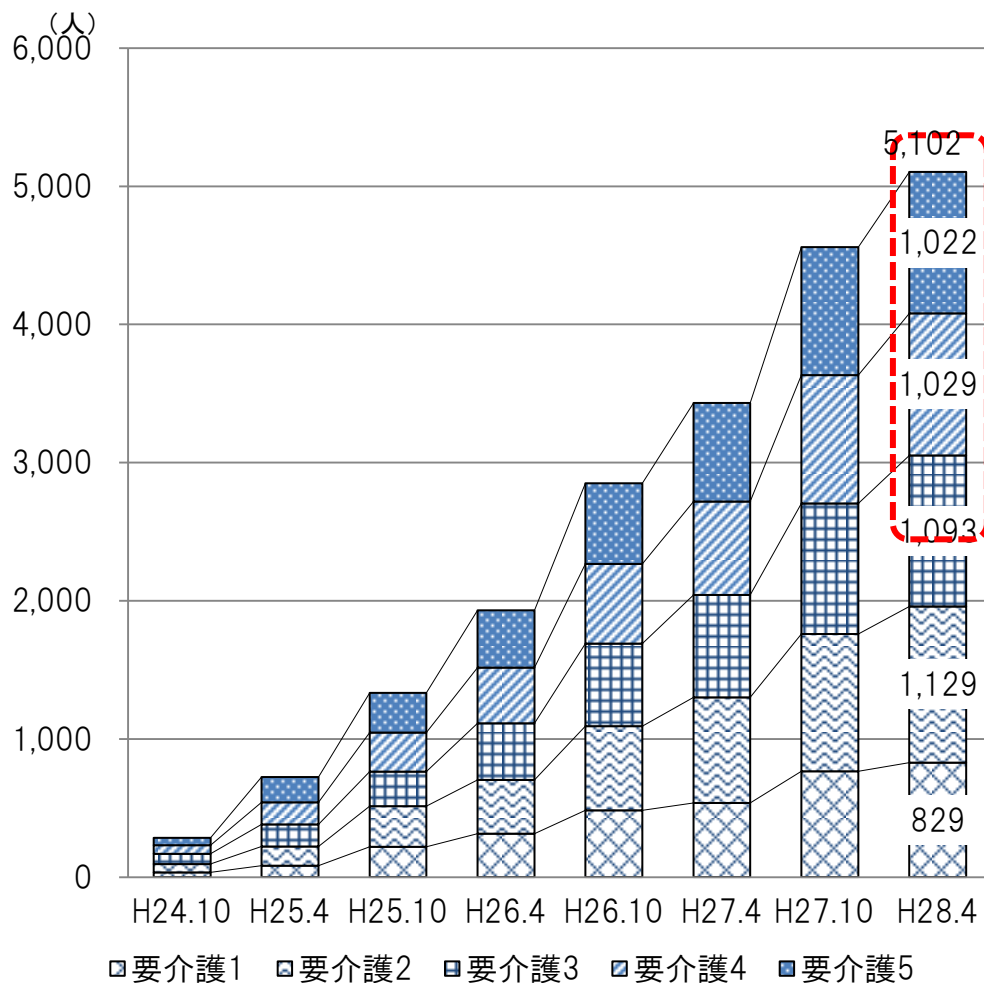
都道府県名	所在市町村名	事業 所数	うち 公募	都道府県名	所在市町村名	事業 所数	うち 公募	都道府県名	所在市町村名	事業 所数	うち 公募	都道府県名	所在市町村名	事業 所数	うち 公募
北海道	札幌市	20	0	千葉県	大網白里市	1	0	岐阜県	恵那市	1	1	広島県	広島市	3	0
	函館市	4	0		木更津市	1	1		美濃加茂市	1	1		福山市	4	0
	北広島市	1	1		松戸市	2	2	静岡県	静岡市	8	5		尾道市	2	2
	千歳市	1	1		八千代市	1	0		富士宮市	1	0		東広島市	2	0
	紋別市	1	0	港区	1	0	富士市		3	3	府中市	1	1		
	小樽市	3	3	新宿区	2	0	島田市		1	0	防府市	1	1		
	北見市	1	0	北区	1	1	沼津市		1	1	山陽小野田市	1	1		
	釧路市	1	1	足立区	3	3	浜松市	1	0	徳島県	徳島市	1	0		
青森県	青森市	1	1	東京都	墨田区	1	0	愛知県	名古屋市	4	0	香川県	阿南市	2	0
岩手県	南部町	1	0		品川区	1	0		豊橋市	3	3		高松市	2	2
宮城県	奥州市	1	1		目黒区	1	0		豊川市	2	2	土庄町	1	1	
	仙台市	4	0		文京区	1	1	三重県	四日市市	2	2	愛媛県	松山市	3	0
	石巻市	1	0		八王子市	1	1		桑名市	1	1		今治市	2	0
	富谷市	白石市	1		1	青梅市	1	1	滋賀県	大津市	1		1	西条市	1
富谷市		1	1		稲城市	1	0	彦根市		1	1	高知市	2	0	
湯沢市		1	1		調布市	1	1	草津市		1	1	福岡県	北九州市	1	1
秋田県	大曲仙北広域市町村圏組合	2	1		清瀬市	1	1	京都市	6	0	福岡市		2	2	
	本荘由利広域市町村圏組合	1	1		東村山市	2	2	綾部市	1	0	久留米市		9	3	
	山形県	山形市	3		0	町田市	1	1	京都府	宇治市	1		1	行橋市	1
米沢市		1	0		横浜市	12	5	大阪市		6	0		小郡市	1	1
福島県	福島市	2	0		川崎市	8	0	大東市		1	1	福岡県介護保険広域連合	1	0	
	会津若松市	1	0		平塚市	1	1	堺市		4	0	春日市	1	0	
	白河市	1	0	藤沢市	3	2	高槻市	1		1	佐賀県	佐賀中部広域連合	1	1	
	田村市	1	0	鎌倉市	2	2	茨木市	2		1		唐津市	4	4	
	いわき市	1	0	秦野市	1	0	富田林市	1		1	長崎県	長崎市	2	1	
茨城県	水戸市	1	0	相模原市	1	0	交野市	1		1		大村市	1	0	
	つくば市	1	0	厚木市	1	0	豊中市	1		0		佐世保市	1	0	
	鉾田市	1	0	座間市	1	1	八尾市	3	0	島原地域広域市町村圏組合		1	1		
	神栖市	1	0	箱根町	1	1	兵庫県	河内長野市	1	0	熊本県	熊本市	3	3	
	日立市	1	1	新潟県	新潟市	4		0	藤井寺市	2		0	八代市	2	2
龍ヶ崎市	1	0	長岡市	1	0	神戸市		4	0	菊池市		1	1		
栃木県	佐野市	1	1	見附市	1	0		尼崎市	1	0	大分県	大分市	3	3	
	足利市	1	1	富山県	富山市	2		2	明石市	1		1	臼杵市	1	1
群馬県	益子町	1	0	石川県	珠洲市	1		0	伊丹市	1		1	別府市	1	1
	高崎市	4	0		能美市	1		1	加西市	1		1	佐伯市	1	1
	桐生市	1	0		金沢市	1		0	たつの市	4		4	杵築市	1	0
	館林市	1	0		小松市	1	0	奈良県	奈良市	1	0	宮崎県	宮崎市	2	1
伊勢崎市	1	0	福井市	4	2	和歌山県	和歌山市		3	2	延岡市		2	0	
埼玉県	さいたま市	1	1	福井県	坂井地区広域連合	3	3	鳥取県	米子市	4	1	鹿児島県	鹿児島市	2	2
	川越市	1	0		越前市	1	0		松江市	2	2		南さつま市	2	2
	三郷市	2	2	山梨県	甲府市	2	2	島根県	浜田地区広域行政組合	1	1	沖縄県	宮古島市	1	0
	ふじみ野市	1	1		北杜市	1	1		雲南広域連合	1	0		合計		3 3 1※
	入間市	1	1	長野県	長野市	1	1	岡山県	岡山市	1	0				
	大里広域市町村圏組合	1	1		上田市	1	0		浅口市	1	0				
千葉県	千葉市	1	1	岐阜県	高山市	1	0		倉敷市	2	1	※「指定事業所数」と「請求事業所数」 は異なる。			
	鴨川市	1	0		もとす広域連合	1	0		玉野市	1	0				

22

看護小規模多機能型居宅介護の利用者数等

- 利用者数は年々増加しており約5,100人、1事業所あたりの平均利用者数は19人となっている。
- 利用者数の世帯構成は独居が36%である。

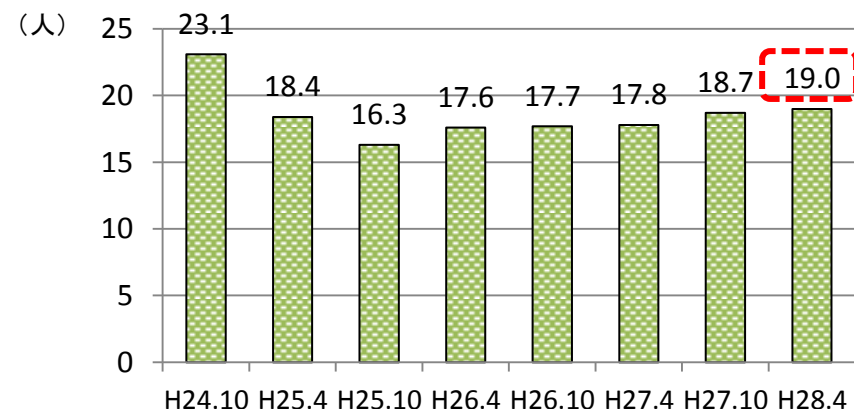
■ 看護小規模多機能型居宅介護の受給者数の推移(要介護別)



【出典】介護給付費実態調査

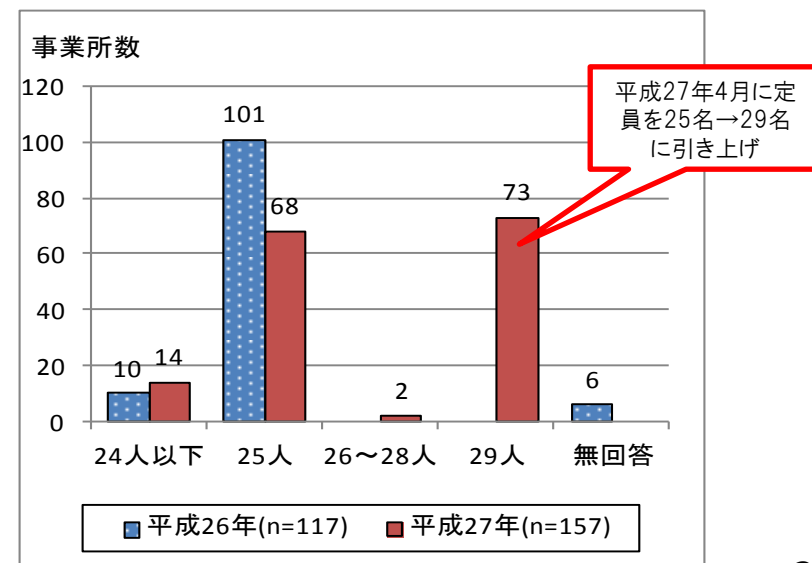
注)短期利用居宅介護の受給者を除く。

■ 1事業所あたり利用者数の推移



【出典】介護給付費実態調査

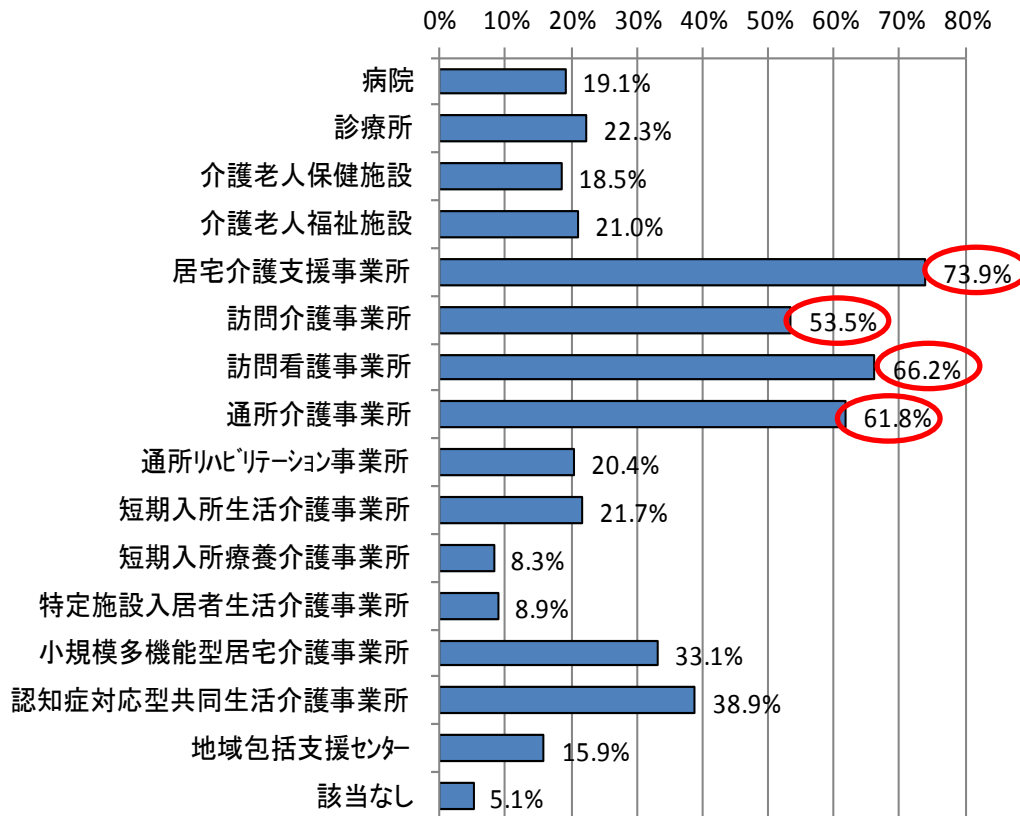
■ 1事業所あたりの登録定員の推移



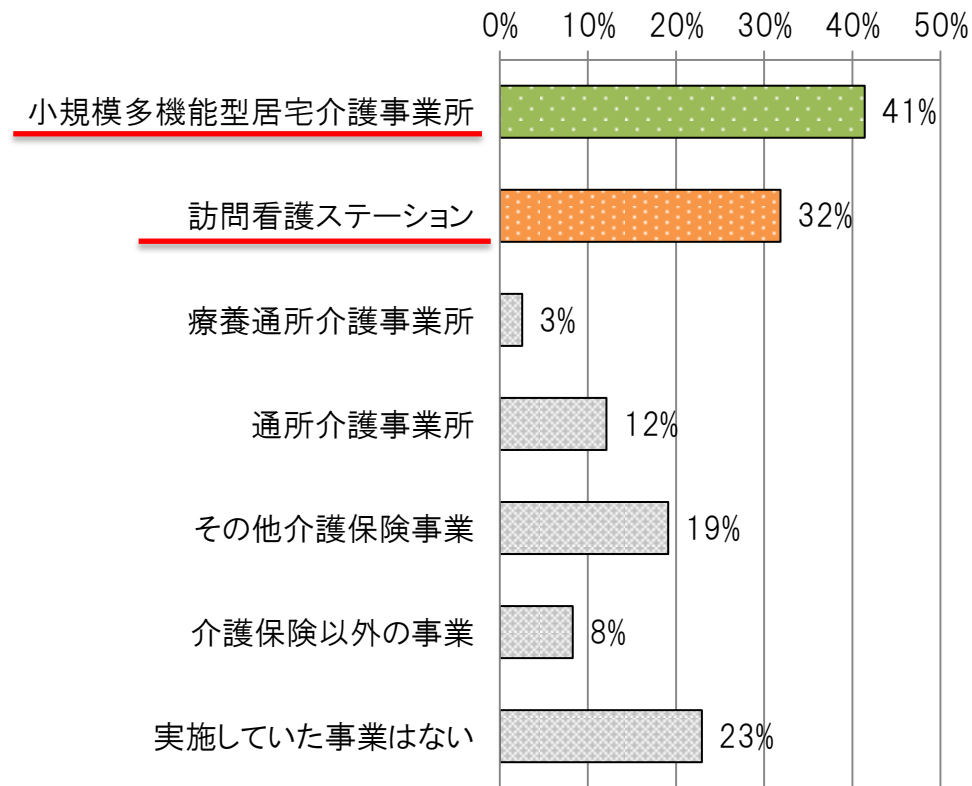
看護小規模多機能型居宅介護事業所の法人種別、開始前事業

- 同一開設主体・関連法人の運営する施設・事業所は、「居宅介護支援事業所」「訪問看護事業所」「通所介護事業所」「訪問介護事業所」が多い。
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所の開始前の事業は、「小規模多機能居宅介護事業所」がもっとも多く、次いで「訪問看護ステーション」となっている。

■ 同一開設主体・関連法人の運営施設・事業所 (n=157)



■ 法人種別ごとの看護小規模多機能型居宅介護事業開始前の事業(n=157)



看護小規模多機能型居宅介護の取組のパターン

看護小規模多機能型居宅介護事業所

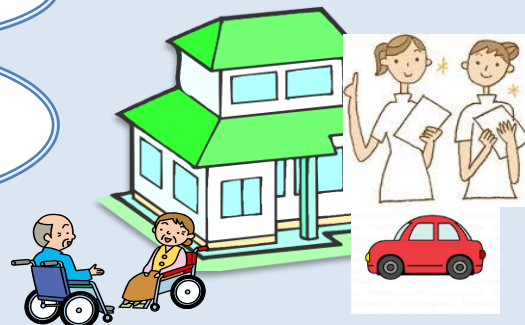
看護と介護を一体的に提供

看取りを支える

退院から在宅療養生活へのワンクッション

医療ニーズの高い利用者の状況に応じたサービスの組み合わせにより、地域における多様な療養支援を行う

【看護職員】常勤換算2.5人以上



訪問
(看護・介護)

泊まり

通い

訪問看護ステーション※

※同一の事業所において一体的に運営されている場合に、看護職員が常勤換算方法で2.5以上を満たすときは、指定訪問看護事業所の人員基準を満たしているものとみなされる

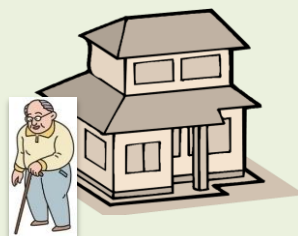
拡充

(看護職員の確保 等)

＜事業所における看多機の必要性の視点＞
医療ニーズ等の利用者の重度化の進行に対応

小規模多機能型居宅介護事業所

【看護職員】1人以上

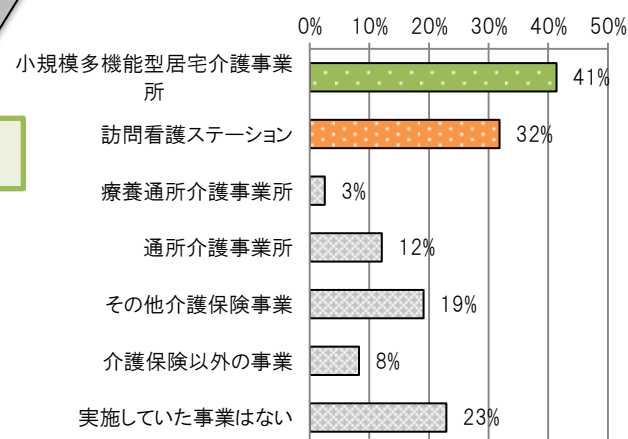


訪問

泊まり

通い

看多機開始前の事業(複数回答)(n=157)



【出典】平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査「看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供の在り方に関する調査研究事業」

拡充

(土地、建物の取得
介護職員の確保 等)

＜事業所における看多機の必要性の視点＞
状態不安定や家族の負担が重い場合に通いや泊まりも含めた柔軟なサービスを提供

訪問看護ステーション

【看護職員】常勤換算2.5人以上

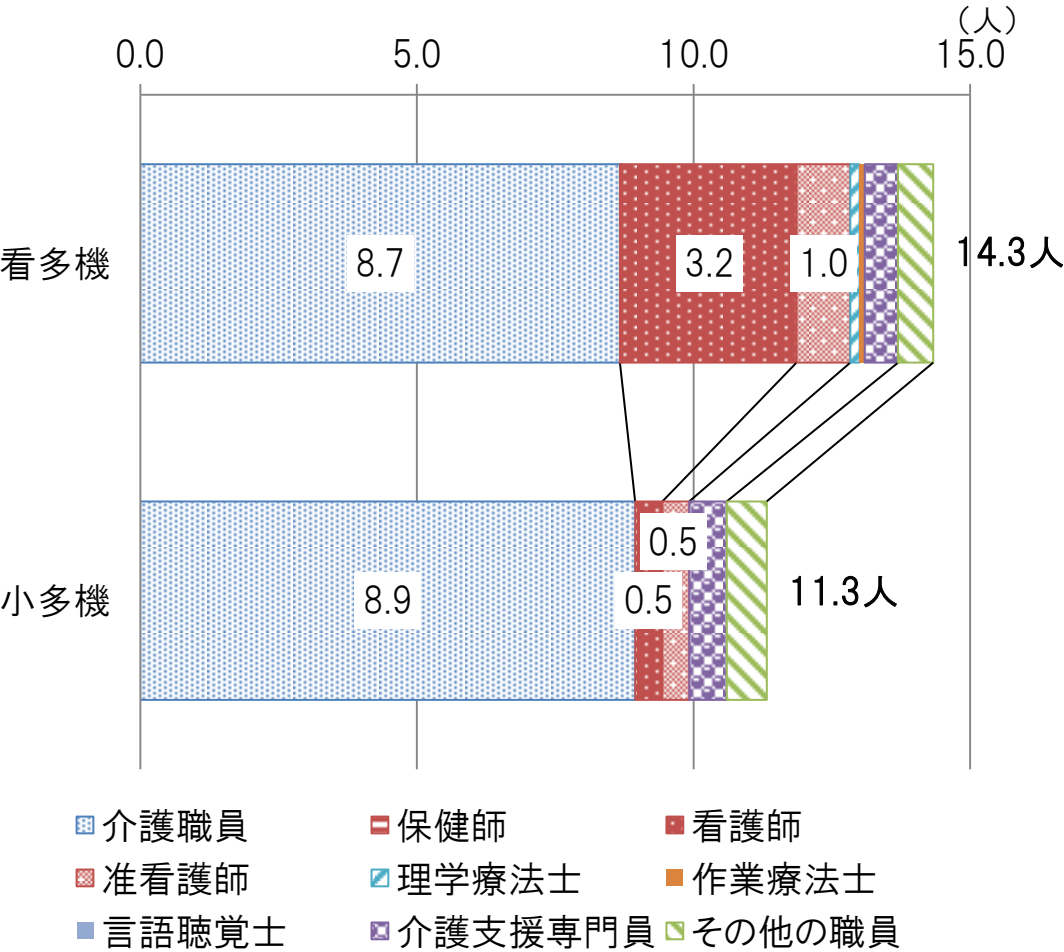


訪問看護

看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護の事業所の従事者の状況

○ 看護小規模多機能型居宅介護(看多機)の従事者数(常勤換算)は14.3人である。そのうち、看護職員は4.2人で、小規模多機能型居宅介護(小多機)の1.0人と比べると3人以上多くの看護職員が従事している。また看護小規模多機能型居宅介護には理学療法士等が0.3人従事している。

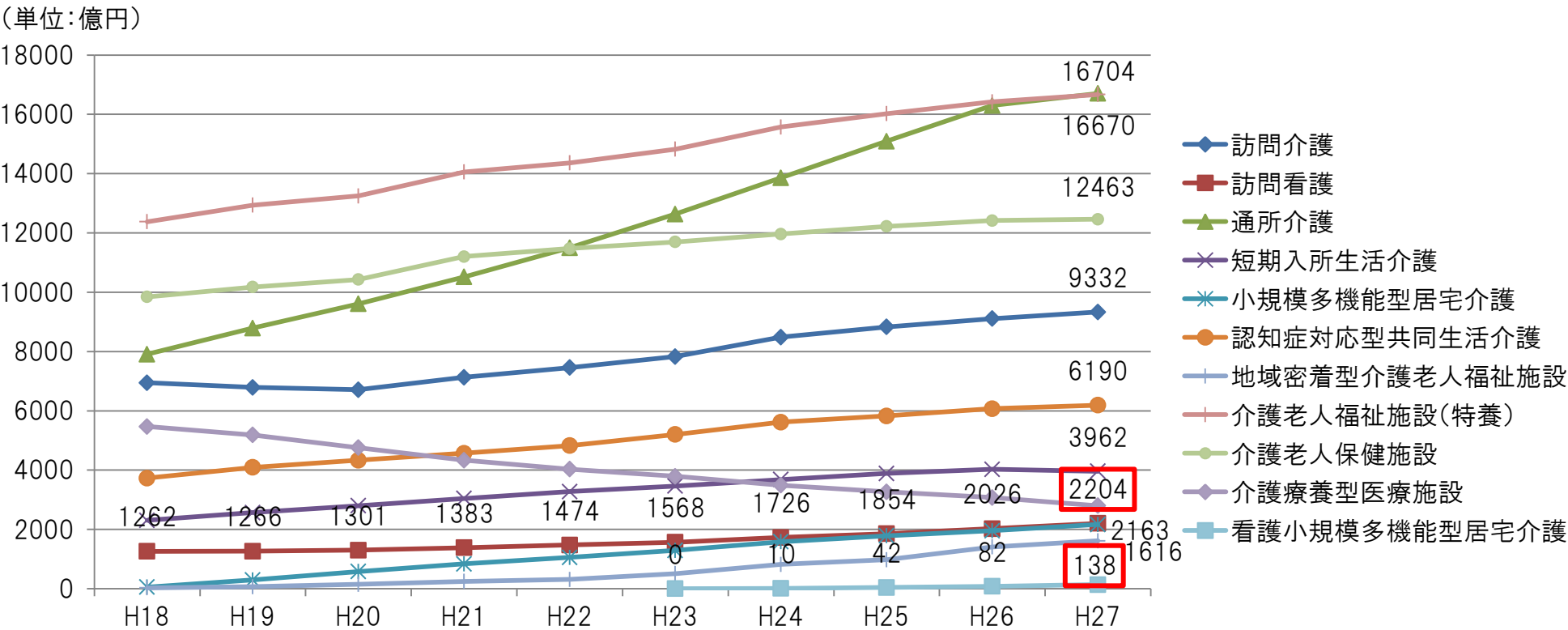
■ 事業所あたりの職種別常勤換算従事者数



	看多機	小多機
介護職員	8.7	8.9
保健師	0.0	
看護師	3.2	0.5
准看護師	1.0	0.5
理学療法士	0.2	
作業療法士	0.1	
言語聴覚士	0.0	
介護支援専門員	0.6	0.7
その他の職員	0.6	0.7
合計	14.3人	11.3人

介護保険における各サービスと訪問看護等の費用額

- 訪問看護の費用は2,200億円、看護小規模多機能型居宅介護の費用は138億円である。
- 総費用のうち訪問看護の費用が占める割合は、2.32%である。



注)・特定入所者介護サービス費及び予防給付を含む。
・平成23年4月審査分においては、東日本大震災の影響により、介護給付費明細書等を各都道府県国民健康保険団体連合会に提出できない介護サービス事業所等や介護給付費明細書によらない概算請求・支払いがあったものと考えられる。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総費用のうち訪問看護が占める割合	2.04%	1.96%	1.93%	1.91%	1.94%	1.96%	2.03%	2.08%	2.18%	2.32%
総費用のうち看多機が占める割合	—	—	—	—	—	—	0.01%	0.05%	0.09%	0.14%

看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護の比較

		看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護
代表者		認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者又は保健師もしくは看護師	認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者
管理者		常勤・専従であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者又は保健師もしくは看護師	常勤・専従であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者
日中	通いサービス	常勤換算法で3：1以上（1以上は保健師、看護師または准看護師）	常勤換算法で3：1以上
	訪問サービス	常勤換算法で2以上（1以上は保健師、看護師または准看護師）	常勤換算法で1以上
夜間	宿泊サービス	時間帯を通じて2以上（うち1は宿直勤務可） ※宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。	時間帯を通じて2以上（うち1は宿直勤務可） ※宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。
	訪問サービス	※看護職員と連絡体制の確保は必要。	
看護職員		常勤換算法で2.5以上 ※訪問看護事業所の指定を併せて受け、同一事業所で一体的な運営をしている場合、訪問看護事業所の人員基準を満たすことで当該基準も満たすものとみなす。	小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上
介護支援専門員		介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了し、看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成に専従する者1以上	介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了し、小規模多機能型居宅介護計画等の作成に専従する者1以上
設備・備品等		①居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ ②宿泊室 個室の定員：1人 個室の床面積：7.43㎡ (病院又は診療所は、6.4㎡以上(定員1人の場合)) 個室以外の宿泊室：合計面積一人当たり概ね7.43㎡以上でプライバシーが確保された構造 ③住宅地等に立地	①居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ ②宿泊室 個室の定員：1人 個室の床面積：7.43㎡ 個室以外の宿泊室：合計面積一人当たり概ね7.43㎡以上でプライバシーが確保された構造 ③住宅地等に立地
サテライト型事業所		—	サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所は、本体事業所（小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所）であって、当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。）を有する必要がある。

サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の人員基準

			本体事業所	サテライト型事業所
代表者			認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者	本体の代表者
管理者			認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した常勤・専従の者	本体の管理者が兼務可能
小規模多機能型居宅介護従業者	日中	通いサービス	常勤換算方法で3：1以上	常勤換算方法で3：1以上
		訪問サービス	常勤換算方法で1以上（他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。）	1以上（本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。）
	夜間	夜勤職員	時間帯を通じて1以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）	時間帯を通じて1以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）
		宿直職員	時間帯を通じて1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
	看護職員		小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
介護支援専門員			介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 1以上	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 1以上

※ 代表者・管理者・看護職員・介護支援専門員・夜間の宿直者（緊急時の訪問対応要員）は、本体との兼務等により、サテライト型事業所に配置しないことができる。

サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の設備・運営基準

サテライト型事業所の 本体となる事業所	- 小規模多機能型居宅介護事業所 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所												
本体1に対するサテライ ト型事業所の箇所数	最大2箇所まで												
本体事業所とサテライ ト型事業所との距離等	自動車等による移動に要する時間がおおむね20分未満の近距離												
サテライト型事業所の 設備基準等	- サテライト型事業所においても、通い・泊まり・訪問機能は必要 ※ 本体の空床状況や利用者の心身の状況に配慮した上で、サテライト型事業所の利用者が本体事業所に宿泊することも可能 ※ 本体の訪問スタッフが、サテライト型利用者に訪問することも可能												
指定	本体、サテライト型事業所それぞれが受ける												
登録定員等	<table><tr><td></td><td>本体事業所</td><td>サテライト型事業所</td></tr><tr><td>登録定員</td><td>29人まで</td><td>18人まで</td></tr><tr><td>通いの定員</td><td>登録定員の1/2～15人まで</td><td>登録定員の1/2～12人まで</td></tr><tr><td>泊まりの定員</td><td>通い定員の1/3～9人まで</td><td>通い定員の1/3～6人まで</td></tr></table>		本体事業所	サテライト型事業所	登録定員	29人まで	18人まで	通いの定員	登録定員の1/2～15人まで	登録定員の1/2～12人まで	泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで
	本体事業所	サテライト型事業所											
登録定員	29人まで	18人まで											
通いの定員	登録定員の1/2～15人まで	登録定員の1/2～12人まで											
泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで											
介護報酬	通常の小規模多機能型居宅介護の介護報酬と同額												

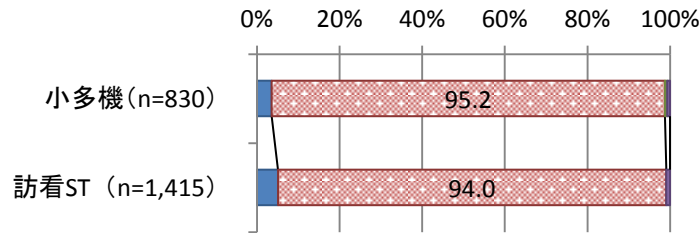
※ 本体事業所の登録定員が26人以上の事業所について、居間及び食堂を合計した面積が「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている」場合には、通いの定員を18人以下とすることができる。

※ サテライト型事業所の本体については、通い・泊まり・訪問機能を有する小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所とし、本体との円滑な連携を図る観点から、箇所数及び本体との距離等について一定の要件を課す。

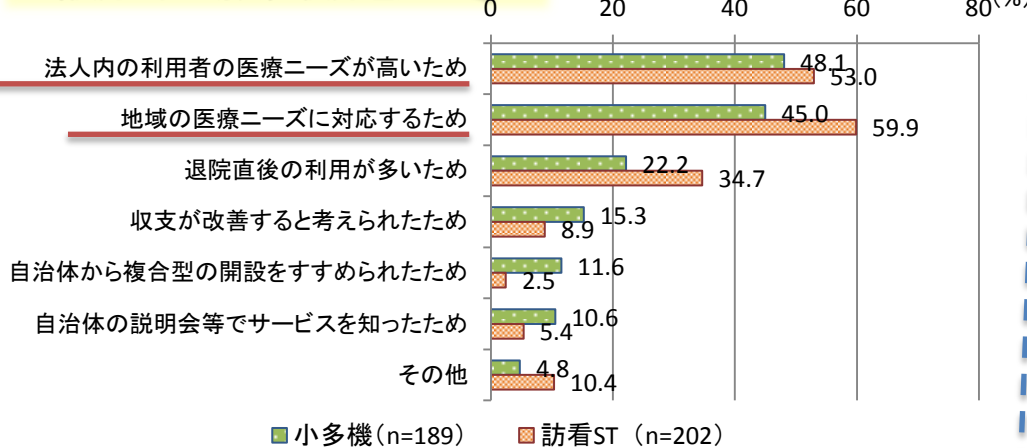
※ サテライト型事業所においても、通い・泊まり・訪問機能を提供することとするが、宿泊サービス・訪問サービスについては、効率的に行うことを可能とする。

小規模多機能居宅介護及び訪問看護ステーションにおける 看護小規模多機能型居宅介護の参入意向

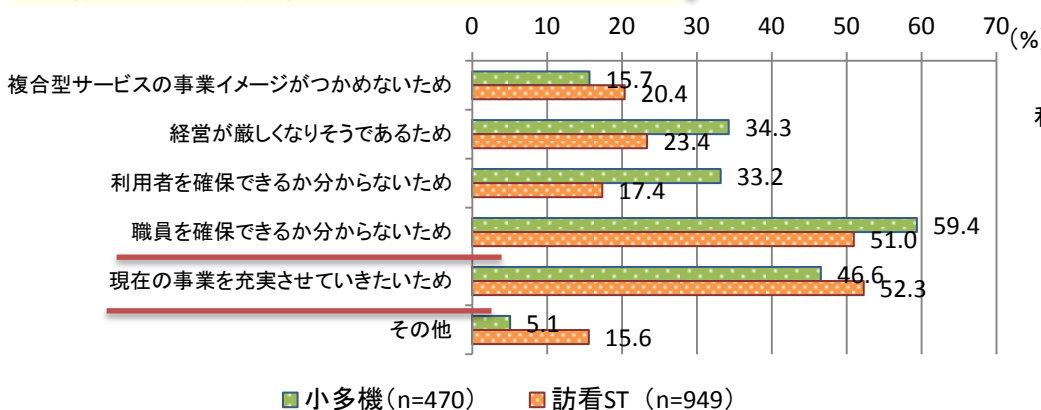
■ 複合型サービスの開設予定



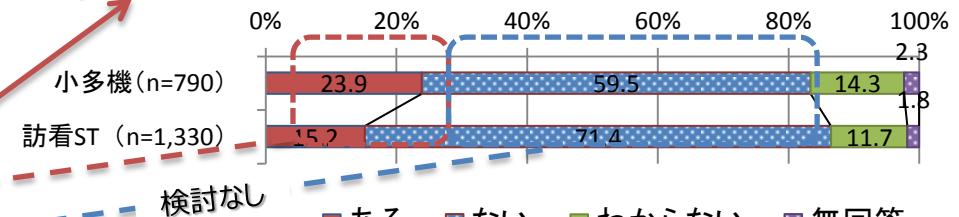
■ (検討ありの場合) 検討理由



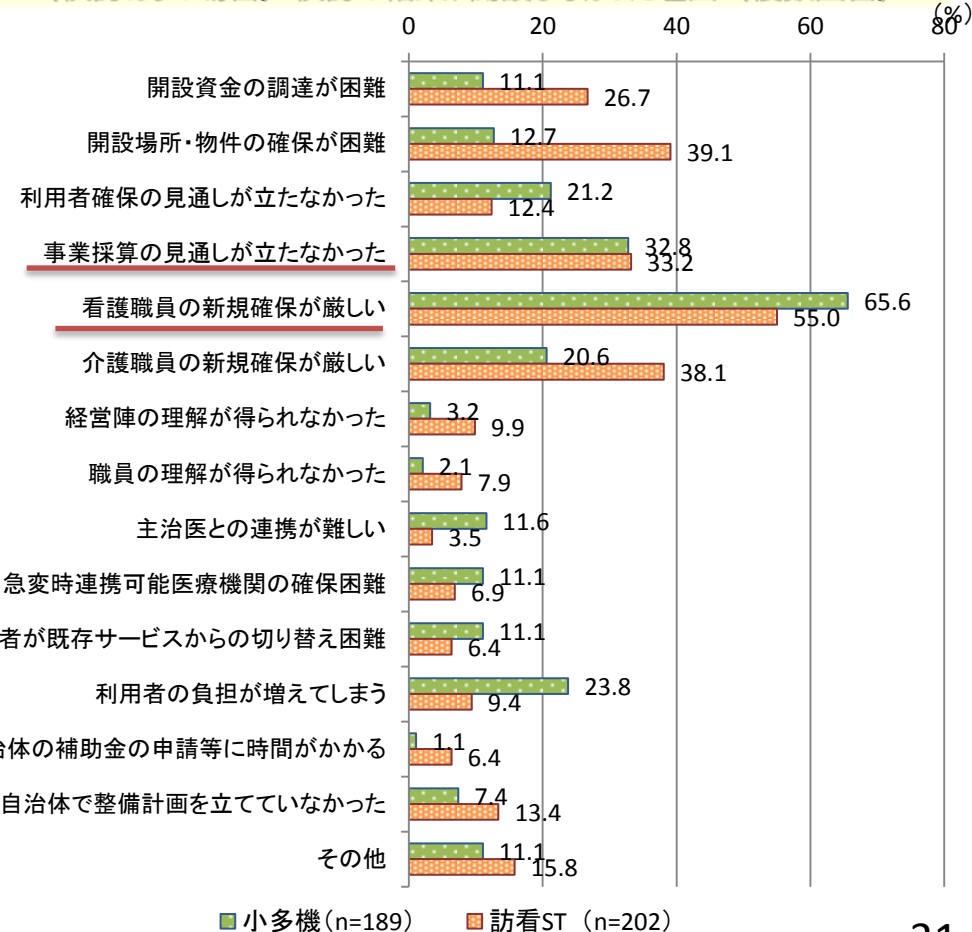
■ (検討なしの場合) 検討したことがない理由



■ (予定なしの場合) 複合型サービスの検討有無



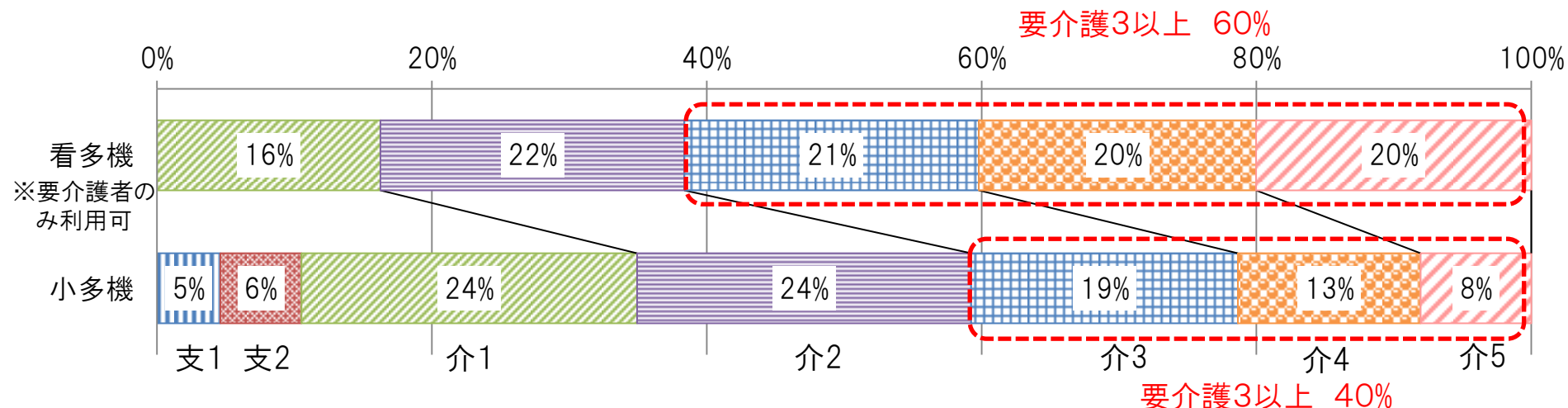
■ (検討ありの場合) 検討の結果、開設しなかった理由 (複数回答)



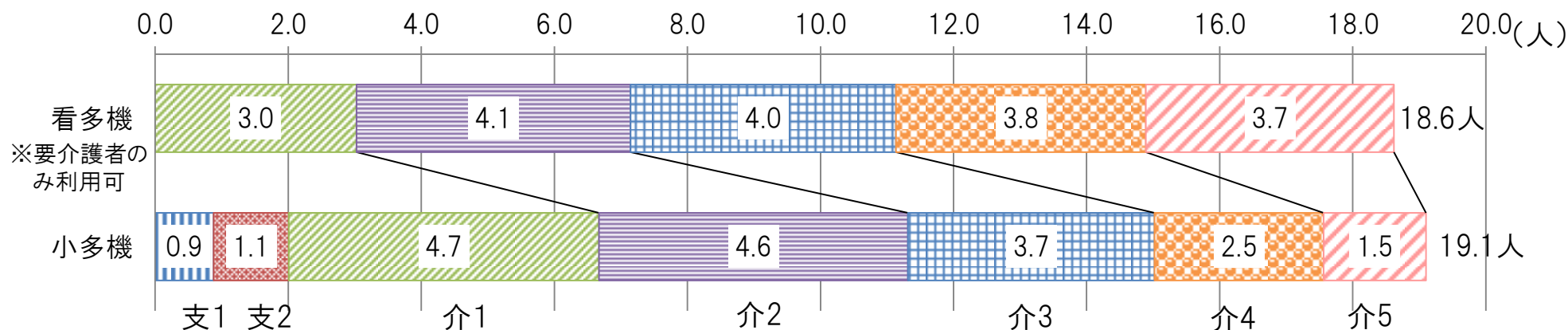
看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護の利用者の状況

- 看護小規模多機能型居宅介護は要介護3以上が60%であり、小規模多機能型居宅介護の40%と比べると、介護度の重い利用者が多い。
- 1事業所あたりの平均利用者数は、看護小規模多機能型居宅介護は18.6人小規模多機能型居宅介護が19.1人でほぼ同じ。

■ 看護小規模多機能型居宅介護(看多機)と小規模多機能型居宅介護(小多機)の要介護度別の割合



■ 看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護の1事業所あたりの要介護度別の平均利用者数



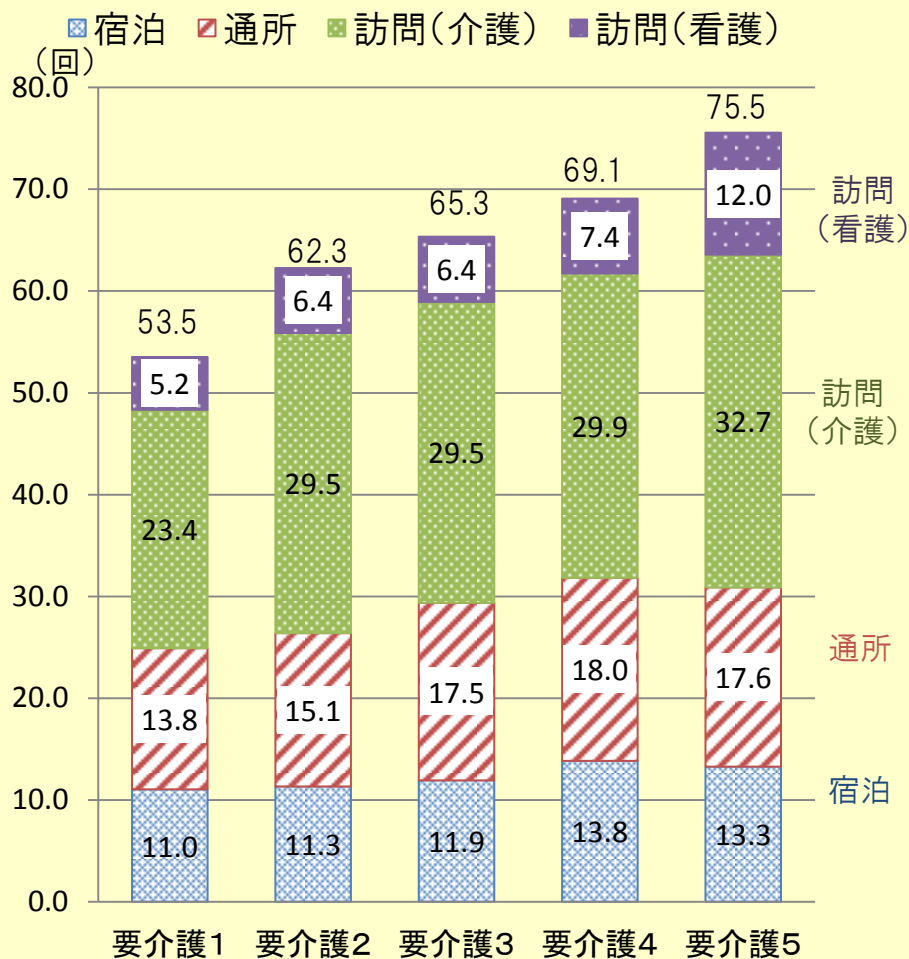
看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護の利用者の状況

- 看護小規模多機能型居宅介護は小規模多機能型居宅介護に比べてサービス提供回数が多い。
- 小規模多機能型居宅介護は看護小規模多機能型居宅介護に比べて宿泊及び通所の回数が多く、訪問は少ない。

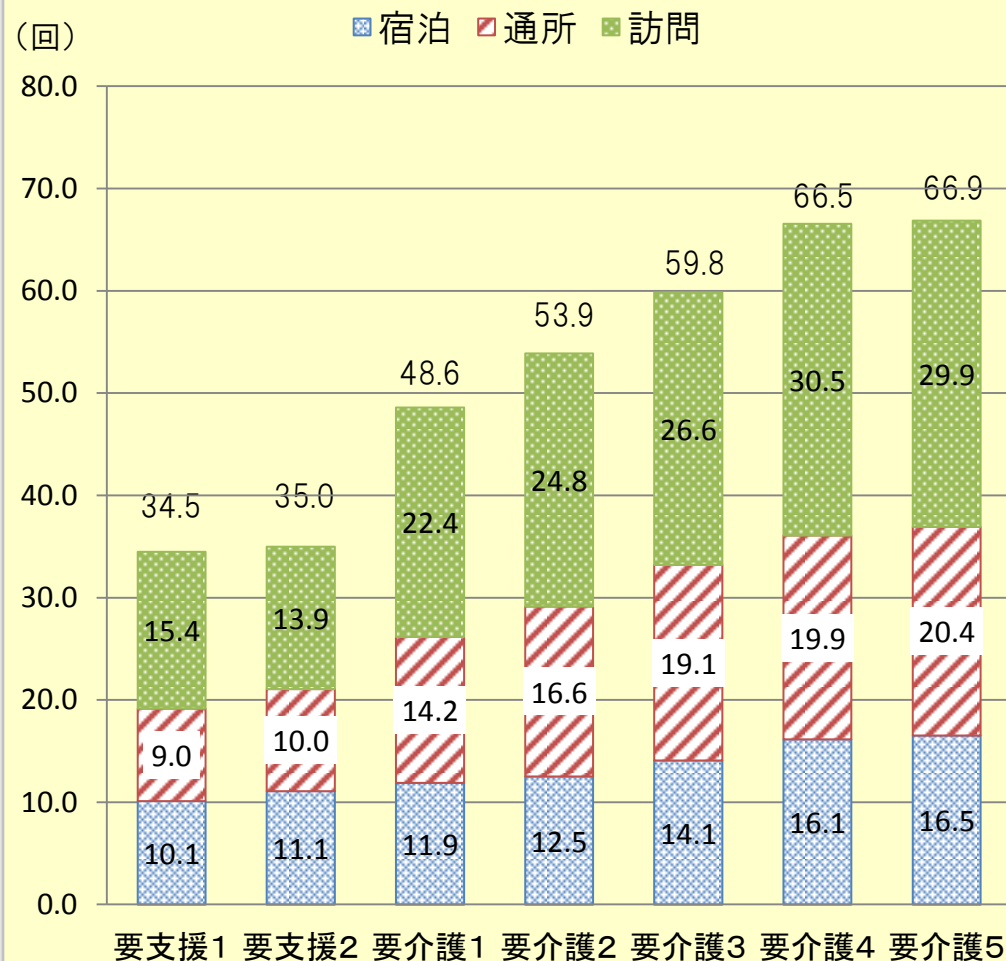
■ 平成27年9月中の利用者1人あたりの1月のサービス別利用回数

看護小規模多機能型居宅介護

※要介護者のみ利用可



小規模多機能型居宅介護

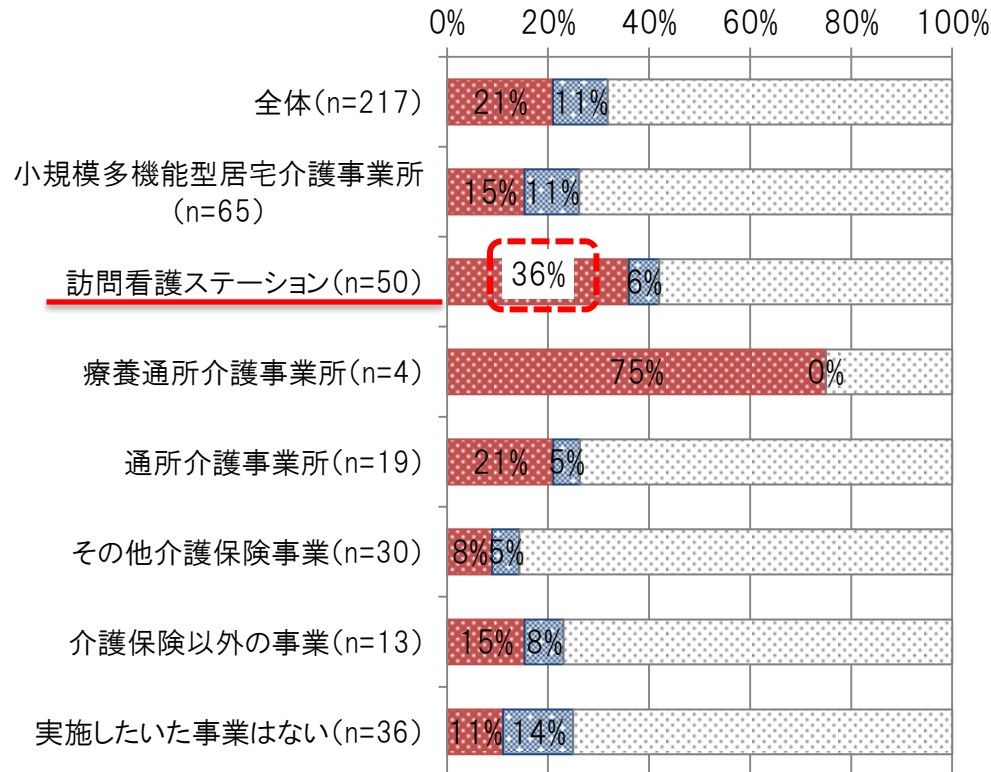


看護小規模多機能型居宅介護事業所の開始前事業別の状況

- 看護小規模多機能型居宅介護事業所の開始前の事業として、訪問看護ステーションを実施していると、訪問看護体制強化加算の取得割合が高い。
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所の開始前に訪問看護を実施していない場合は、指定訪問看護の実施状況は低い傾向である。

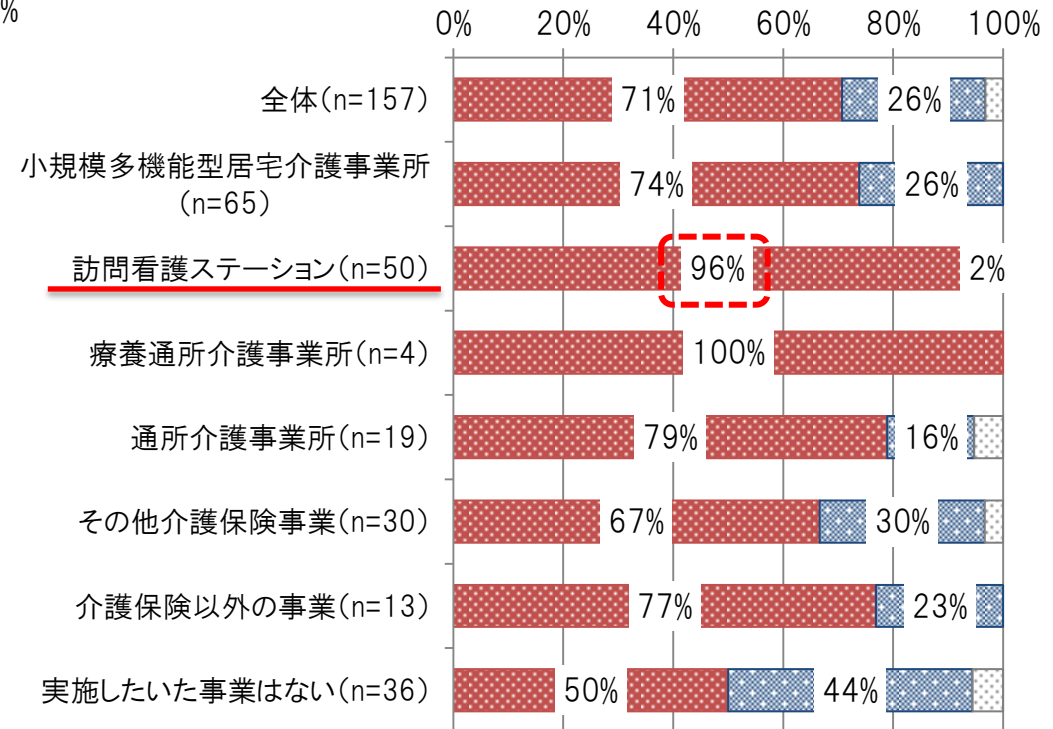
■ 看護小規模多機能型居宅介護開始前の事業別の訪問看護体制強化加算の取得状況

■ 加算に該当 ■ 減算に該当 □ 該当なし



■ 看護小規模多機能型居宅介護開始前の事業別の指定訪問看護の実施状況

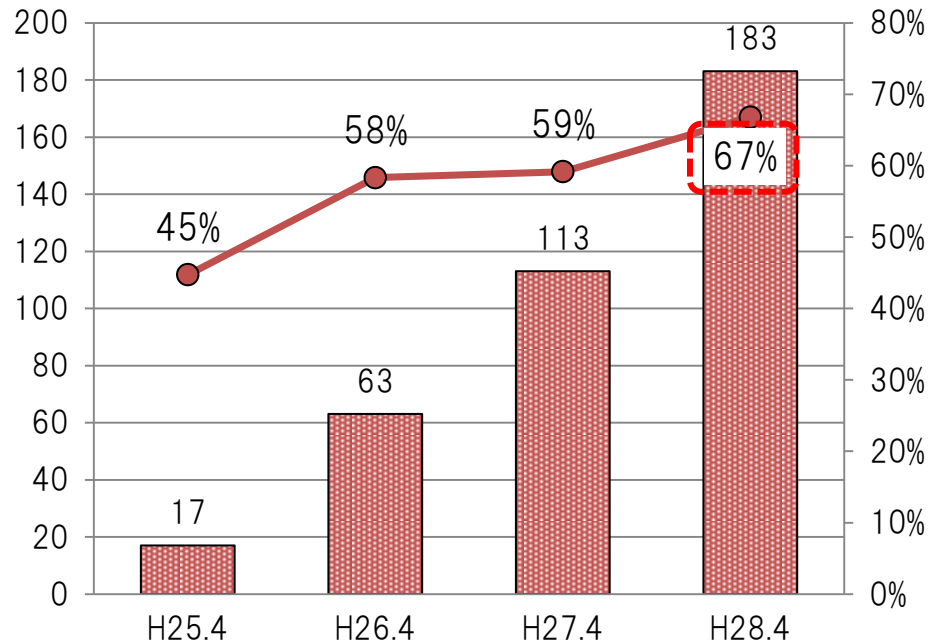
■ 指定を受けている ■ 指定は受けていない □ 無回答



緊急時訪問看護加算の算定状況

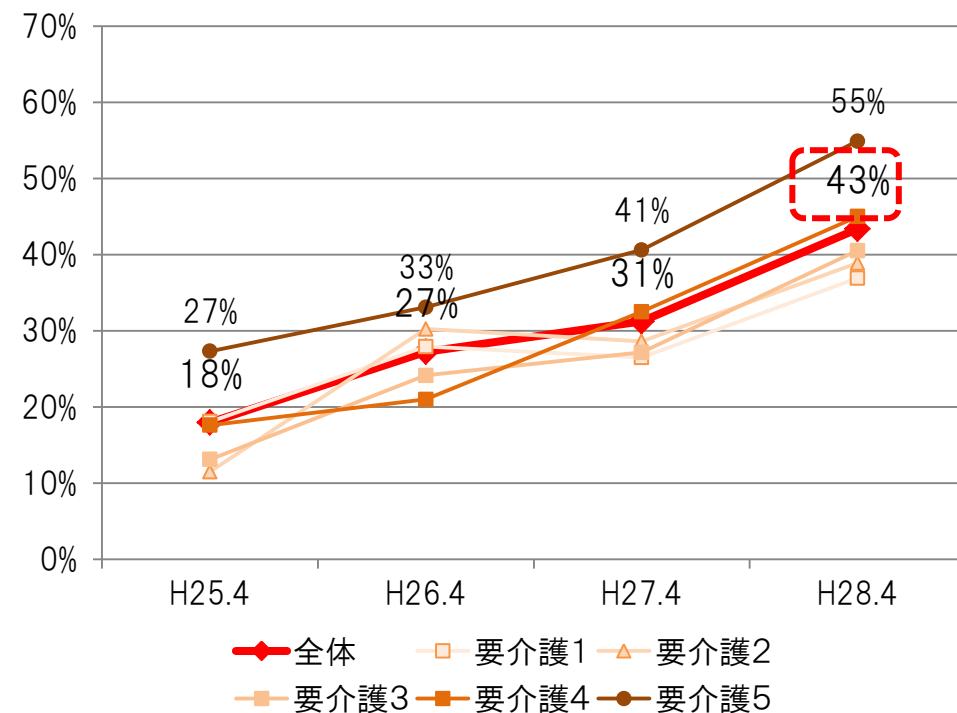
- 緊急時訪問看護加算の算定事業所数及び事業所数の割合は年々増加しており、67%の事業所が算定している。
- 緊急時訪問看護加算を算定している利用者の割合は43%であり、要介護度が高い程、算定率も高くなる。

■ 緊急時訪問看護加算の算定事業所数と事業所割合



【出典】老人保健課調べ

■ 要介護度別の緊急時訪問看護加算の算定者割合



【出典】介護給付費実態調査(各年4月審査分)

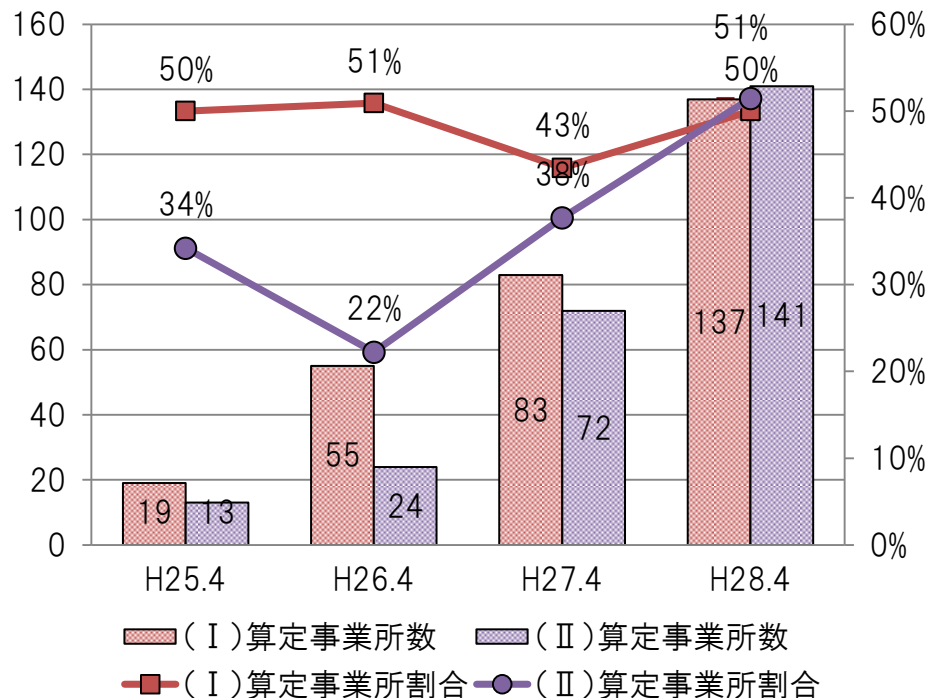
□ 緊急時訪問看護加算 : 540単位/月

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う場合は、1月につき所定単位数を加算する。

特別管理加算の算定状況

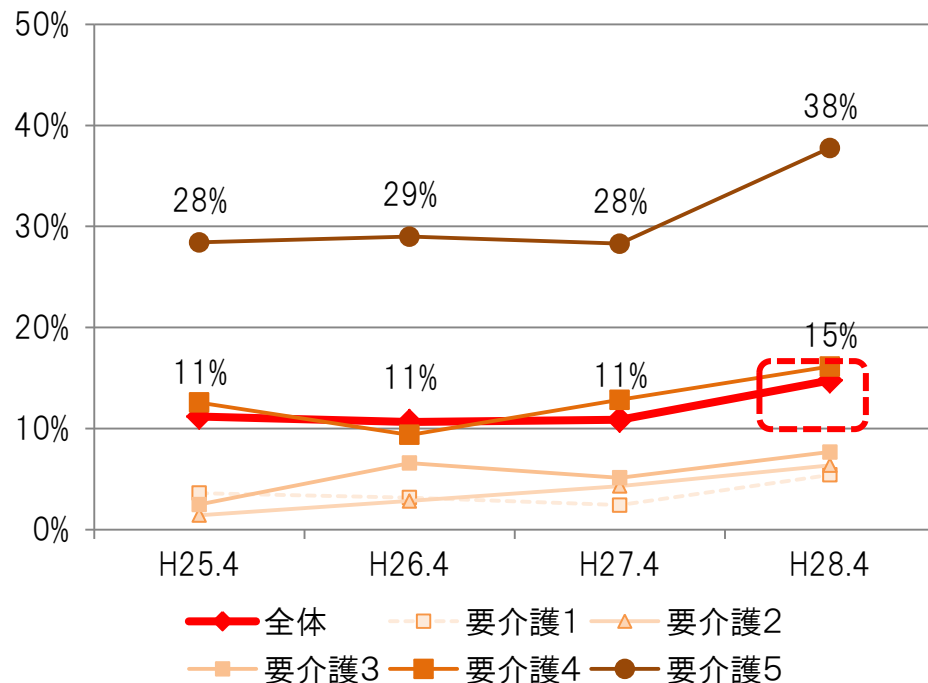
- 特別管理加算の算定事業所数及び事業所数の割合は増加傾向であり、約半数の事業所が算定している。
- 要介護度が高い利用者ほど特別管理加算の算定率が高い。

■ 特別管理加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の算定事業所数と事業所割合



【出典】老人保健課調べ

■ 要介護度別の特別管理加算の算定者の割合



【出典】介護給付費実態調査(各年4月審査分)

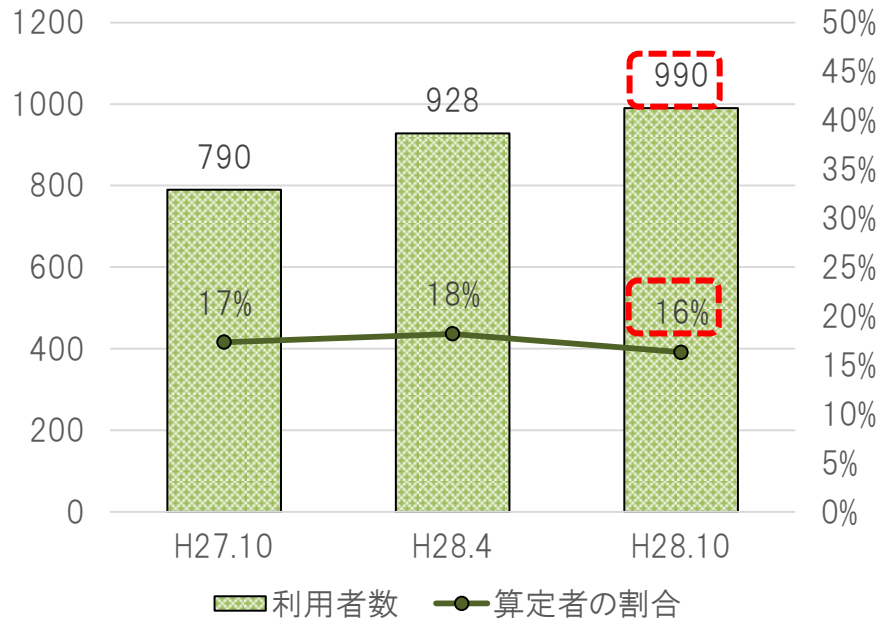
□ 特別管理加算:(Ⅰ)500単位/月、(Ⅱ)250単位/月

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る。)の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき所定単位数を加算する。

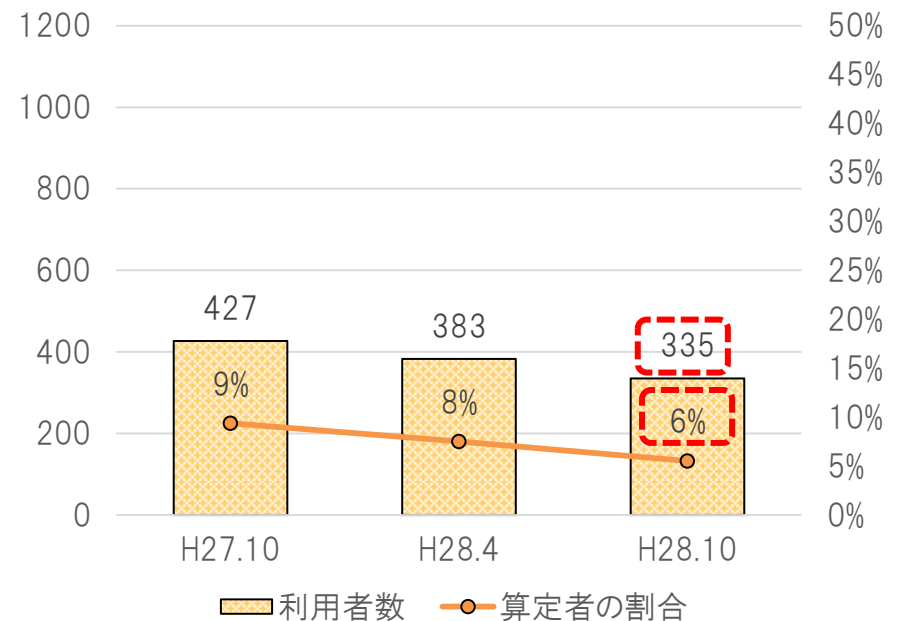
訪問看護体制強化加算（平成27年度新設）の算定状況

- 訪問看護体制強化加算の算定者数は、徐々に増加している。
- 訪問看護体制減算の算定者数は減少傾向である。

■ 訪問看護体制強化加算の算定者数と算定者の割合



■ 訪問看護体制減算の算定者数と算定者の割合



【出典】介護給付費実態調査

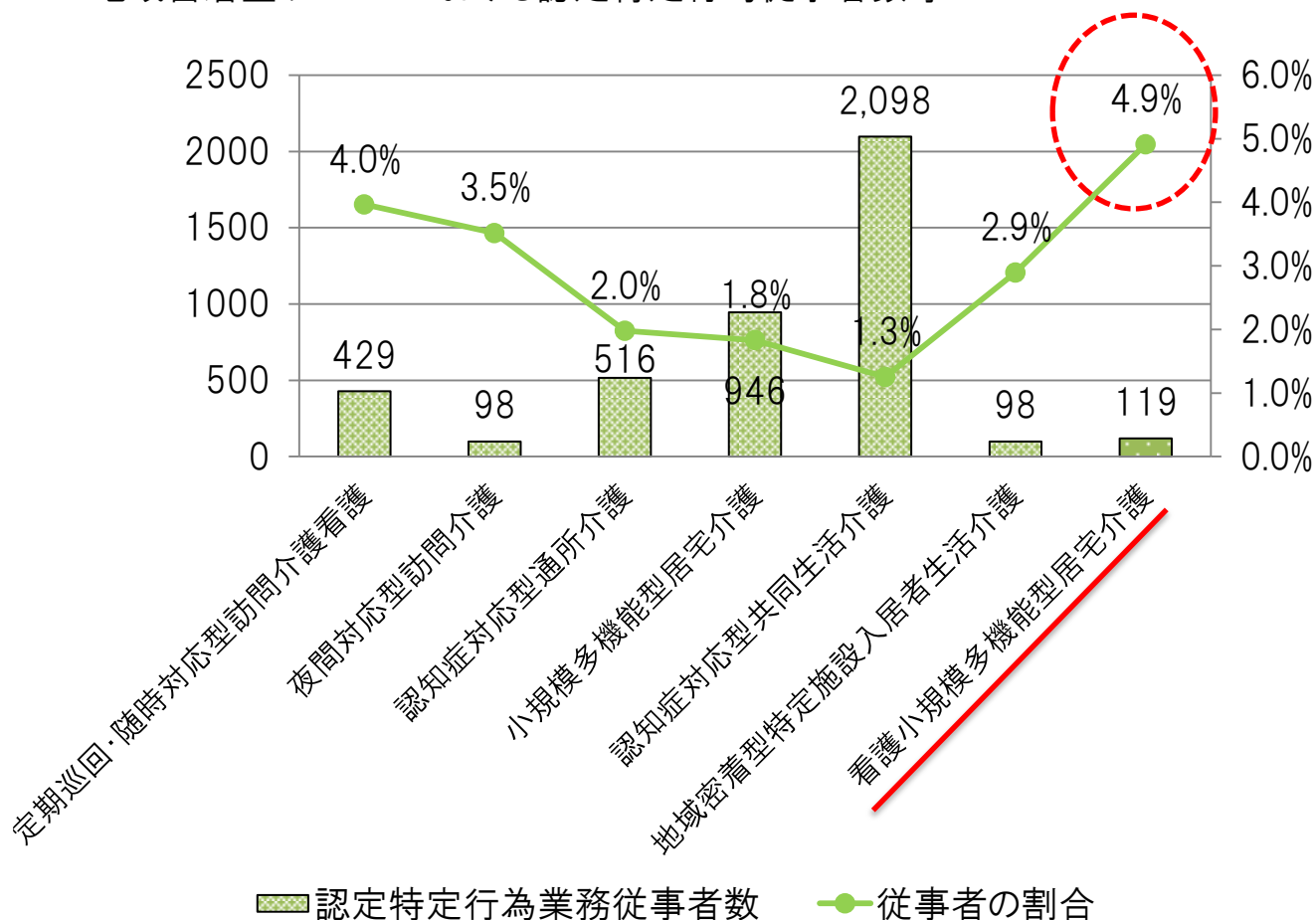
	訪問看護体制強化加算：2,500単位/月	訪問看護体制減算：-925～2,914単位/月
主治医の指示の基づく看護サービスを提供した利用者数の割合	80%以上	30%未満
緊急時訪問看護加算を算定した利用者数の割合	50%以上	30%未満
特別管理加算を算定した利用者数の割合	20%以上	5%未満

※訪問看護体制強化加算及び訪問看護体制減算については、いずれの要件にも適合する場合に算定する。

地域密着型サービスにおける認定特定行為従事者の状況

○ 地域密着型サービスにおいて、看護小規模多機能型居宅介護に従事する介護職員のうち、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた従事者（認定特定行為従事者）の割合は4.9%で、他の地域密着型サービスと比べて高い割合である。

■ 地域密着型サービスにおける認定特定行為従事者数等



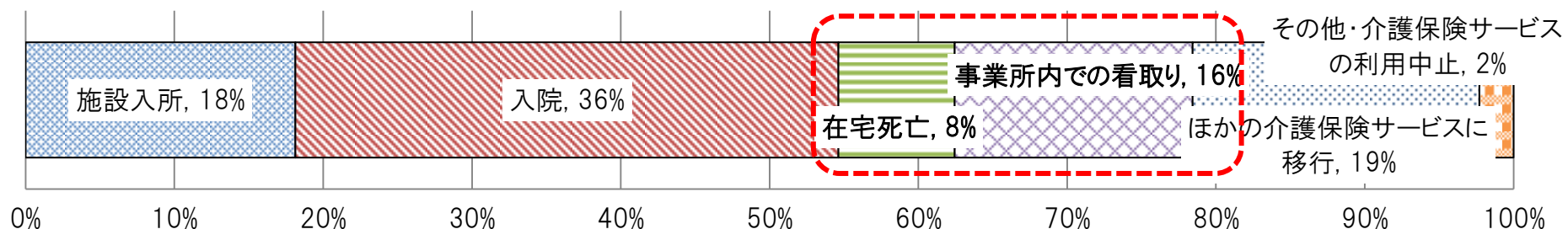
介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度について

平成24年4月から、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できることになっている。

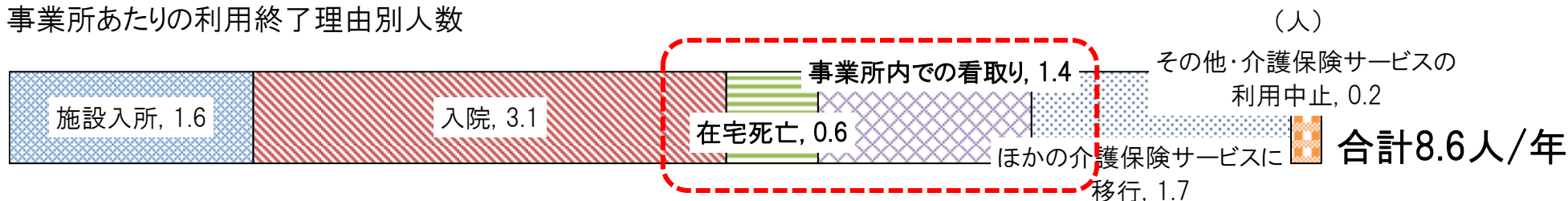
利用終了者および看取りの状況

- 過去1年間の利用終了者のうち、施設や入院による利用終了が約半数、在宅死亡は8%、事業所内での看取りは16%である。
- 過去1年間で1事業所あたりの利用終了者8.6人のうち在宅死亡は0.6人、事業所内での看取りは1.4人である。
- 過去1年間で在宅死亡等（事業所内での看取りを含む）の利用者がいた事業所は66%である。

■ 利用終了理由別人数の割合（157事業所、n=1,307）



■ 1事業所あたりの利用終了理由別人数



■ 事業所ごとの在宅死亡等（事業所内での看取りを含む）の有無（157事業所、平成26年10月～平成27年9月）



事業開始時支援加算の延長（平成27年度介護報酬改定資料）

概要

- 今後も更なる整備促進を図る観点から、平成29年度末まで延長する。

点数の新旧

+500単位／月



変更なし

算定要件

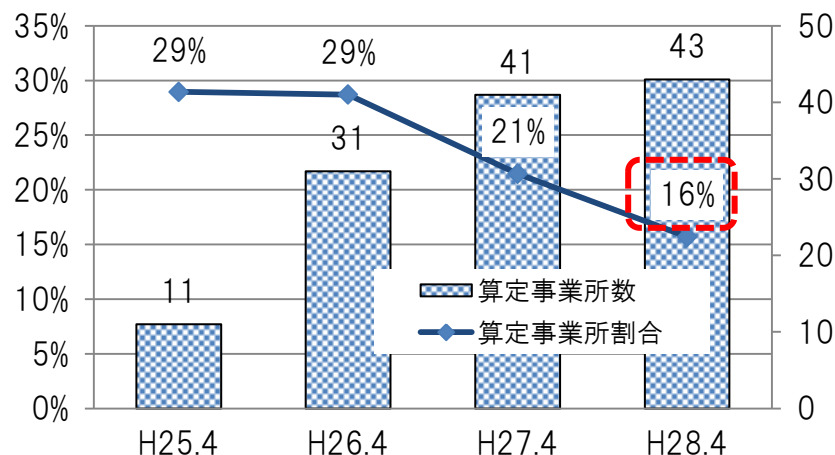
（現行と同様）

- 事業開始後1年未満の看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員の100分の70に満たない指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、平成30年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。

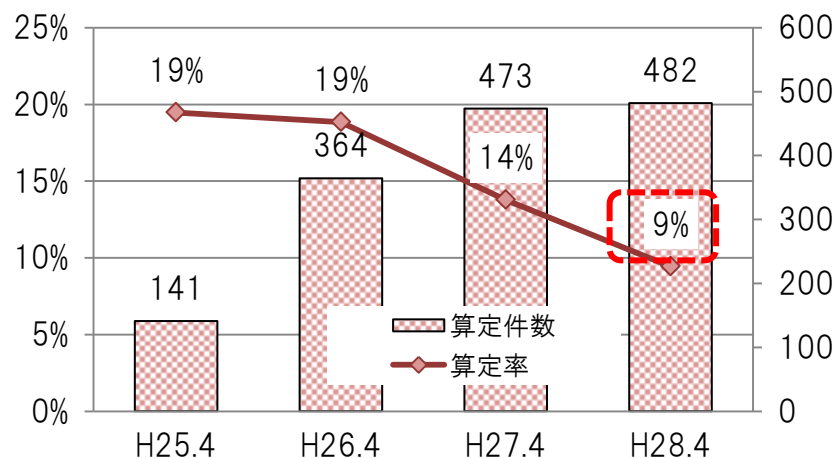
事業開始時支援加算の算定状況

- 事業開始時支援加算の算定事業所数及び算定者数は年々増加しているが、算定割合は事業所数で16%、算定者数で9%と低下している。
- 看護小規模多機能型居宅介護事業実施前に実施していた事業が小規模多機能型居宅介護の場合は、事業開始時支援加算の算定率が低い

■ 事業開始時支援加算の算定事業所数及び算定事業所割合

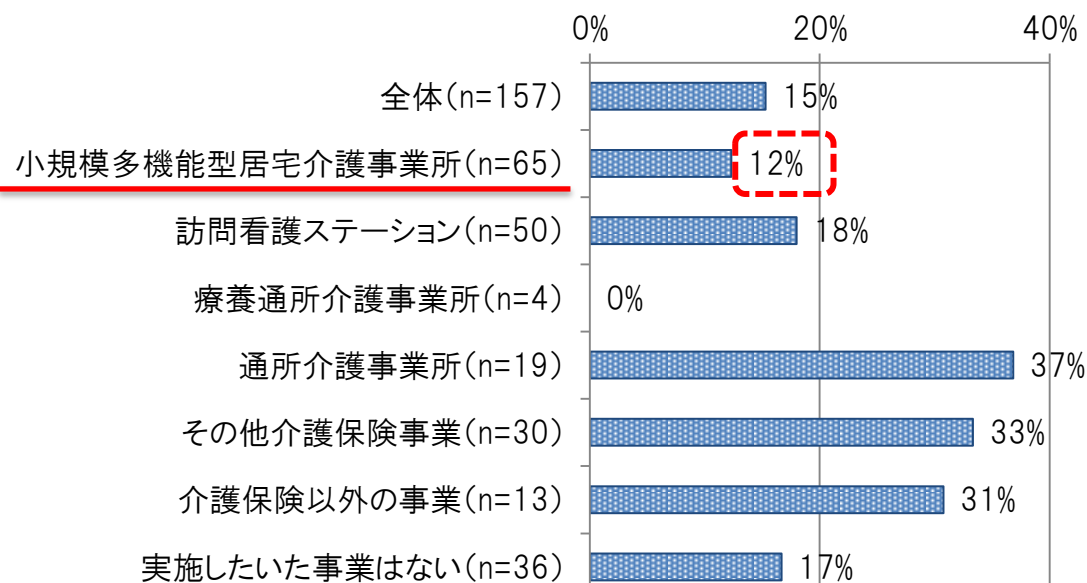


■ 事業開始時支援加算の算定者数及び算定率



【出典】老人保健課調べ

■ 事業実施前(複数可)の状況別の事業開始時支援加算の算定事業所割合



【出典】平成27年度介護報酬改定検証調査(平成27年度調査)「(1)看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供の在り方に関する調査研究事業」

□ 事業開始時支援加算 : 500単位/月

事業開始後1年未満の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員(29人)の100分の70に満たない指定看護小規模型居宅介護事業所について、平成30年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。

看護小規模多機能型居宅介護の経営状況（平成28年度介護事業経営概況調査）

○ 看護小規模多機能型居宅介護の収支差率は6.3%(参考値)に改善している。

■ 地域密着型サービスにおける収支差率（ ）内は税引後収支差率

サービスの種類	28年度 概況調査		
	26年度 決算	27年度 決算	対26年度 増減
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	※△1.7% (※△1.9%)	※6.8% (※6.5%)	+8.5%
夜間対応型訪問介護	※7.1% (※7.0%)	※3.6% (※3.6%)	△3.5%
認知症対応型通所介護	6.9% (6.6%)	6.0% (5.7%)	△0.9%
小規模多機能型居宅介護	5.2% (4.9%)	5.4% (5.2%)	+0.2%
認知症対応型共同生活介護	6.2% (5.1%)	3.8% (2.5%)	△2.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	※5.6% (※5.3%)	※5.2% (※5.0%)	△0.4%
地域密着型介護老人福祉施設	2.2% (2.2%)	1.6% (1.6%)	△0.6%
看護小規模多機能型居宅介護	※1.4% (※1.4%)	※6.3% (※6.3%)	+4.9%

注：収支差率に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

■ 看護小規模多機能型居宅介護の収支差率分布

